

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月12日
【届出者の氏名又は名称】	R1株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー
【電話番号】	(03) 4587 - 9010
【事務連絡者氏名】	代表取締役 糸木 悠
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	R1株式会社 (東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、R1株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、ラクスル株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記事がある場合は、特段の記事がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記事がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関

する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

- (注13) 公開買付者、公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e - 5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

ラクスル株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- イ 2020年6月18日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年11月1日から2027年7月2日まで）
- ロ 2022年11月17日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年12月6日から2027年12月5日まで）
- ハ 2022年11月17日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年11月1日から2027年12月5日まで）
- ニ 2023年4月20日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第16回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年5月30日から2028年5月29日まで）
- ホ 2023年11月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第17回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年12月4日から2028年12月3日まで）
- ヘ 2023年11月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第18回新株予約権」といいます。）（行使期間は2028年11月1日から2038年12月3日まで）
- ト 2024年4月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第19回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年5月30日から2029年5月29日まで）
- チ 2024年11月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第20回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年12月4日から2029年12月3日まで）
- リ 2024年12月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第21回新株予約権」といいます。）（行使期間は2027年11月1日から2035年1月9日まで）
- ヌ 2025年4月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第22回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年5月30日から2030年5月29日まで）
- ル 2025年11月20日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第23回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年12月5日から2030年12月4日まで）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、合同会社乃木坂ホールディングス（以下「乃木坂ホールディングス」といいます。）、Rパートナーズ合同会社（以下「Rパートナーズ」といいます。）及びWest Street Asia Equity Partners I EE Holdco III LLC（以下「West Street Asia Equity Partners」といいます。）、乃木坂ホールディングス及びRパートナーズと総称して「GS SPC」といいます。）がそれぞれその持分の11.22%、63.68%、25.10%（小数点以下第三位を四捨五入。）を直接保有するR3株式会社の完全子会社であるR2株式会社（以下R3株式会社を「公開買付者祖父母会社」といいます。）、R2株式会社を「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、本公開買付けを通じて株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（以下「対象者株式」と及び「本新株予約権」を総称して「対象者株券等」といいます。）を取得及び所有すること等を主たる目的として、2025年10月24日に設立された株式会社です。なお、本書提出日現在、公開買付者、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社、乃木坂ホールディングス、Rパートナーズ及びWest Street Asia Equity Partnersは、いずれも対象者株券等を所有しておりません。

乃木坂ホールディングス及びRパートナーズは、ゴールドマン・サックス（以下において定義します。）によって投資の目的で日本法に基づき組成された合同会社であり、またWest Street Asia Equity Partnersはケイマン諸島法に基づき設立されたLimited Liability Companyであり、いずれも米国デラウェア州法に基づき設立されニューヨーク証券取引所に上場しているザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「GSGI」といいます。）を中心とするグループ（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。）が間接的にその持分の全てを所有しています。ゴールドマン・サックスについては、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に詳細を記載します。

今般、公開買付者は、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び取締役 に付与された対象者の譲渡制限付株式のうち、譲渡制限が解除されていないもの（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的とし、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（注1） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行うものであって公開買付対象者の役員と利益を共通にするものである公開買付けを含みます。）をいいます。

本公開買付けに際し、GS SPCは、2025年12月11日付で、対象者の代表取締役社長グループCEOであり、対象者の株主である永見世央氏（以下「永見氏」といいます。所有株式数：1,011,100株（所有割合（注2）：1.70%）、所有新株予約権数：9,670個（目的となる株式数：1,057,000株、所有割合：1.77%））（注3）及び対象者の取締役会長であり、対象者の第2位株主（2025年7月31日時点）である松本恭攝氏（以下「松本氏」といいます。所有株式数：7,317,550株（ただし、本譲渡制限付株式18,250株を含みます。）（所有割合：12.28%）、所有新株予約権数：4,700個（目的となる株式数：940,000株、所有割合：1.58%））（注4）（以下、公開買付者、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスを総称して「公開買付者ら」といいます。）との間で公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結し、永見氏が所有する対象者株式1,011,100株（所有割合：1.70%）、同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権（900個）を本公開買付けへの応募までに行使することにより同氏が取得する対象者株式180,000株（所有割合：0.30%）の全て、並びに松本氏が所有する本譲渡制限付株式を除く対象者株式7,299,300株（所有割合：12.25%）の全て及び同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権（4,700個）を本公開買付けへの応募までに行使すること（注5）により同氏が取得する対象者株式940,000株（所有割合：1.58%）の全てについて本公開買付けに応募すること、永見氏が所有する第18回新株予約権（8,770個）（目的となる株式数：877,000株）を本書提出日以降速やかに放棄すること、本公開買付けの決済後に本スクイーズアウト手続（以下において定義します。以下同じです。）の完了のために必要な手続を実施すること、及び本スクイーズアウト手続完了後、永見氏及び松本氏がそれぞれその資産管理会社をして、公開買付者祖父母会社に本再出資（以下において定義します。以下同じです。）をすること等を合意しております。本公開買付契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」をご参照ください。

（注2） 「所有割合」とは、()対象者が2025年12月11日に公表した「2026年7月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。）に記載された2025年10月31日現在の対象者の発行済株式総数（59,324,511株）から、()対象者第1四半期決算短信に記載された2025年10月31日現在の対象者が所有する自己株式数（1,385,168株）を控除した株式数（57,939,343株）に、()対象者が2025年12月5日に公表した「事後交付型譲渡制限付株式報酬としての新株式発行の割当完了に関するお知らせ」に記載の新たに発行された対象者株式（67,700株）、()対象者が2025年12月5日に公表した「譲渡制限付株式報酬としての新株式発行の割当完了に関するお知らせ」に記載の新たに発行された対象者株式（9,400株）、()対象者より報告を受けた2025年11月1日以降本書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行された対象者株式（33,318株）及び()対象者より報告を受けた本書提出日現在残存し、同日現在行使可能な第12回新株予約権5,935個、第13回新株予約権9,537個、第14回新株予約権1,375個、第16回新株予約権12,897個、第17回新株予約権21,215個、第19回新株予約権16,349個、第20回新株予約権14,089個及び第22回新株予約権8,669個の目的となる対象者株式の数（1,554,293株）を加えた株式数（59,604,054株）（以下「本基準株式総数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注3） 永見氏は、永見氏が所有する対象者株式1,011,100株のうち、()422,500株（所有割合：0.71%）を、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）が永見氏に対して有する貸付債権を被担保債権として大和証券に担保として提供しており、()265,600株（所有割合：0.45%）を、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）が永見氏に対して有する貸付債権を被担保債権としてみずほ銀行に担保として提供しておりますが（以下、()及び()の担保を総称して「本担保（永見氏）」といい、本担保（永見氏）として提供された株式を総称して「本担保付株式（永見氏）」といいます。）、永見氏は、本公開買付契約において、本担保付株式（永見氏）については本担保（永見氏）を解除したうえで、本公開買付けに応募する義務を負担しております。

（注4） 松本氏は、松本氏が所有する対象者株式7,317,550株のうち、()2,588,300株（所有割合：4.34%）を、野村信託銀行株式会社（以下「野村信託銀行」といいます。）が松本氏に対して有する貸付債権を被担保債権として野村信託銀行に担保として提供しており、()4,620,300株（所有割合：7.75%）を、本書提出日以降、遅くとも2025年12月19日までに、野村信託銀行が松本氏に対して有する貸付債権を被担保債権として野村信託銀行に担保として提供する予定ですが（以下、()及び()の担保を総称

して「本担保（松本氏）」といい、本担保（松本氏）として提供された株式を総称して「本担保付株式（松本氏）」といいます。）、松本氏は、本公開買付契約において、本担保付株式（松本氏）については本担保（松本氏）を解除したうえで、本公開買付けに応募する義務を負担しております。

（注5） 永見氏及び対象者は、対象者から永見氏への金銭貸付けを実施することにより第12回新株予約権及び第14回新株予約権（900個）の行使のために必要な行使価額全額を賄うことについて合意しており、松本氏及び対象者は、対象者から松本氏への金銭貸付けを実施することにより第12回新株予約権及び第14回新株予約権（4,700個）の行使のために必要な行使価額全額を賄うことについて合意しております。

（注6） 対象者から本書提出日現在現存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	本書提出日現在の個数（個）	目的となる対象者株式の数（株）
第12回新株予約権	5,935	1,187,000
第13回新株予約権	9,537	19,074
第14回新株予約権	1,375	275,000
第16回新株予約権	19,562	19,562
第17回新株予約権	44,273	44,273
第18回新株予約権	8,770	877,000
第19回新株予約権	49,395	49,395
第20回新株予約権	62,642	62,642
第21回新株予約権	2,700	270,000
第22回新株予約権	79,853	79,853
第23回新株予約権	129,090	129,090
計	413,132	3,012,889

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を39,699,100株（所有割合：66.60%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（39,699,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（39,699,100株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（39,699,100株）については、本基準株式総数（59,604,054株）に係る議決権の数である596,040個に3分の2を乗じた数（397,360個、小数点以下を切り上げ）から、本譲渡制限付株式に係る議決権の数369個を控除し、対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（39,699,100株）としております。これは、公開買付者が、本取引において、対象者株式の非公開化を行うことを目的としているところ、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できず、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の手續を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び本株式併合の手續に賛同すると見込まれる者（注7）が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手續（以下「本スクイズアウト手續」といいます。）を実施することを予定しております。

また、本新株予約権は、いずれも当該本新株予約権の発行要項において譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされております。対象者は、本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）による本公開買付けへの応募の自由を確保すべく、2025年12月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、当該本新株予約権の譲渡を包括的に承認する旨の決議をしたとのことです。

(注7) 本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、2025年12月11日開催の対象者取締役会において、対象者は上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、本譲渡制限付株式を割り当てられている取締役のうち、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の立場において、本取引に関して、公開買付者ら及び対象者グループとの協議及び交渉に一切関与していない永見氏及び松本氏以外の取締役全員が賛成の議決権を行使していることから、本公開買付けが成立した場合には本スクイーズアウト手続に賛同する見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式に係る議決権の数を控除しております。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、()公開買付者祖父母会社が、遅くとも本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに、乃木坂ホールディングスから4,354,844,000円、Rパートナーズから24,707,824,000円、West Street Asia Equity Partnersから間接的に9,737,332,000円を限度とする出資(以下「本GS SPC出資」といいます。)を受け、また株式会社みずほ銀行から本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに、20,000,000,000円を上限として借入れ(以下「本メザニンローン」といいます。)を行った上で、公開買付者親会社において、公開買付者祖父母会社から本GS SPC出資及び本メザニンローンにより賄う資金の出資を受けた上、公開買付者において、本公開買付けに係る決済等に要する資金として、公開買付者親会社から出資を受けるとともに、()公開買付者において、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行から、本公開買付けの決済の開始日の前営業日前までに、それぞれ38,850,000,000円及び16,650,000,000円(合計55,500,000,000円)を上限として借入れ(以下「本買収ローン」といいます。)を受けることにより賄うことを予定しております。本買収ローンに係る融資条件の詳細は、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行と別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

また、本書提出日現在において、GS SPCは、永見氏及び松本氏との間で、本公開買付契約において、本スクイーズアウト手続の完了後、公開買付者祖父母会社に対し、永見氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社(以下「永見氏資産管理会社」といいます。)が公開買付者祖父母会社のA種種類株式(注8)を、松本氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社(以下「松本氏資産管理会社」といいます。)が公開買付者祖父母会社のB種種類株式(注9)を取得すべく、永見氏資産管理会社及び松本氏資産管理会社の合計で議決権比率50.0%となる株式出資(以下「本再出資」といいます(注10)。)を行うことを合意しております。

(注8) A種種類株式の内容として、優先配当権(B種種類株式とは同順位)、A種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得請求権及びA種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得条項が定められる予定です。

(注9) B種種類株式の内容として、優先配当権(A種種類株式とは同順位)、B種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得請求権及びB種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得条項が定められる予定です。

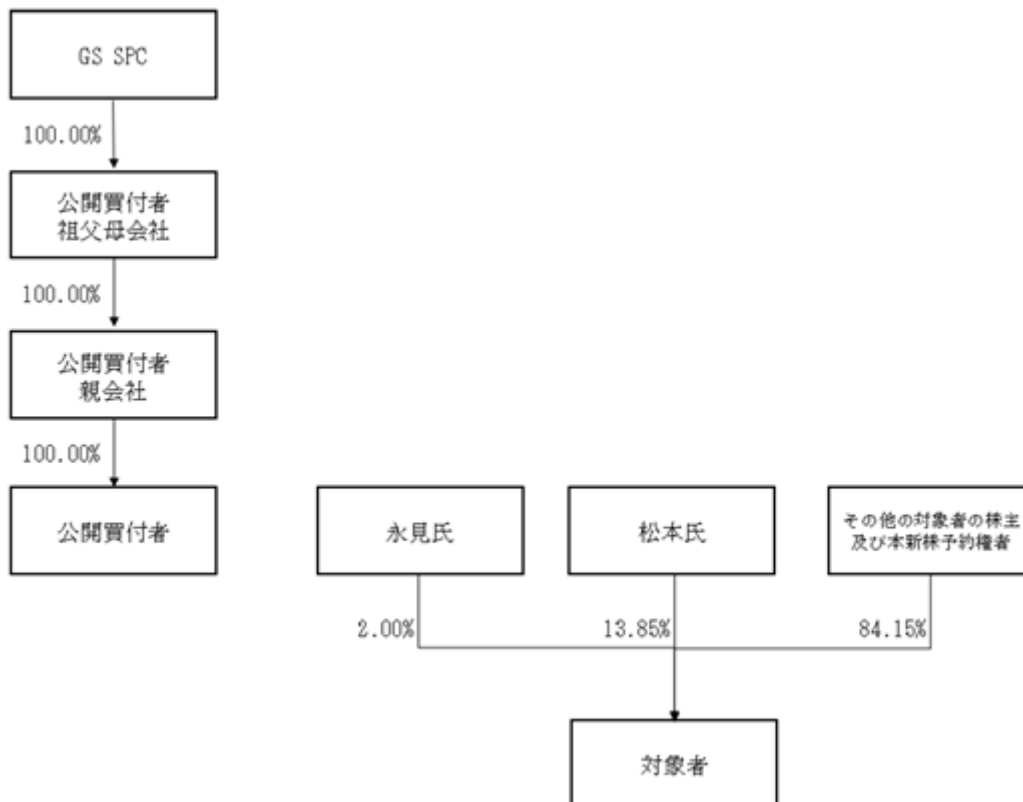
(注10) 本再出資における公開買付者祖父母会社のA種種類株式及びB種種類株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同一の価格である1,710円(ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)とする予定です。本再出資は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、永見氏及び松本氏が、引き続き対象者の経営に関与することを前提としながらも、対象者株式を非公開化した上で、株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新しい経営体制の構築により機動的かつ柔軟な意思決定を可能とし、対象者の成長戦略・事業構造改革の実行及び事業の積極展開に取り組むため、永見氏及び松本氏並びにGS SPCとの間で合意されるものであり、永見氏及び松本氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、本公開買付けへの応募の対価を提供するものではなく、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。

なお、対象者が2025年12月11日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025年12月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨、及び、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権の買付け等の価格(以下「本新株予約権買付価格」といいます。)は1個当たり1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定の過程の詳細については、対象者プレスリリース並び

に下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

現在想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

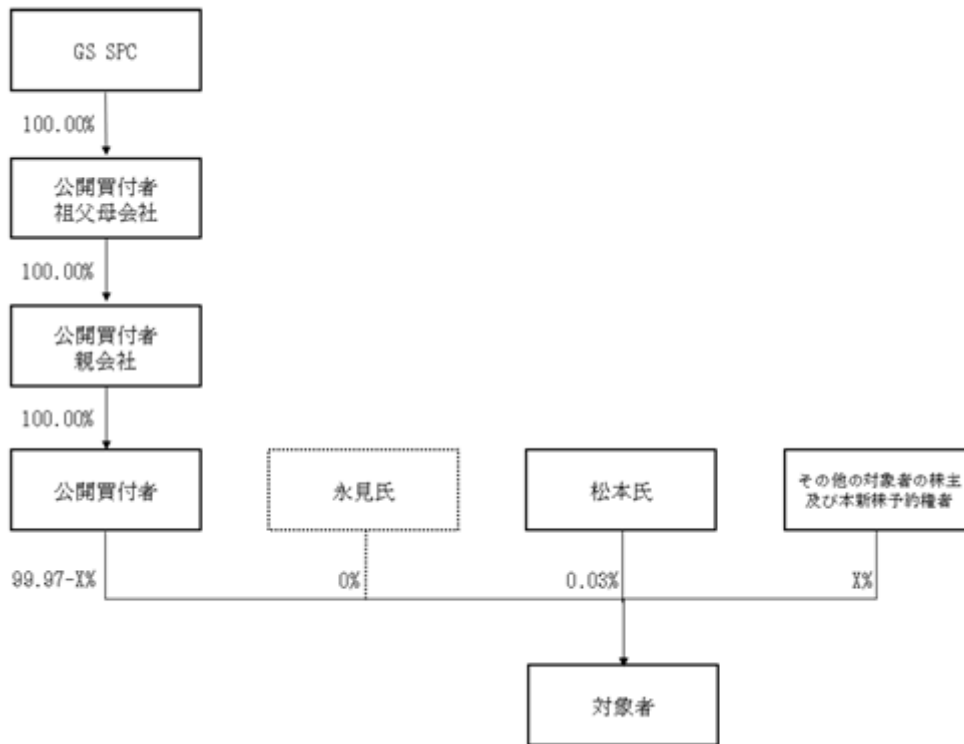
・ 本公開買付けの実施前(現状)



(注11) ストラクチャー図内の数値は直接的又は間接的な所有割合を記載しています。なお、「永見氏」及び「松本氏」並びに「その他の対象者の株主及び本新株予約権者」の所有割合については、本新株予約権のうち、本書提出日現在残存し、行使可能な本新株予約権の目的となる対象者株式数を加算して算出しております。以下のストラクチャー図においても同様です。

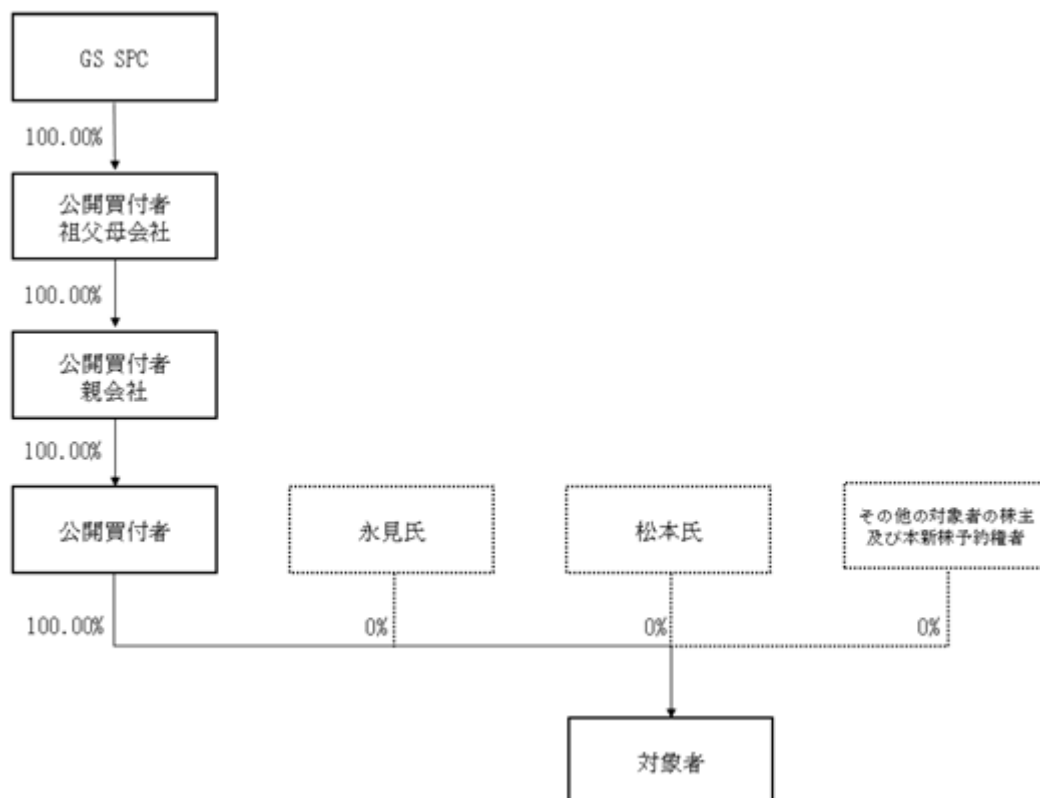
・本公開買付け成立後

公開買付者は、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象に本公開買付けを実施します。なお、公開買付期間の末日後、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済の開始までの間に公開買付者祖父会社に対して本GS SPC出資を実施する想定です。



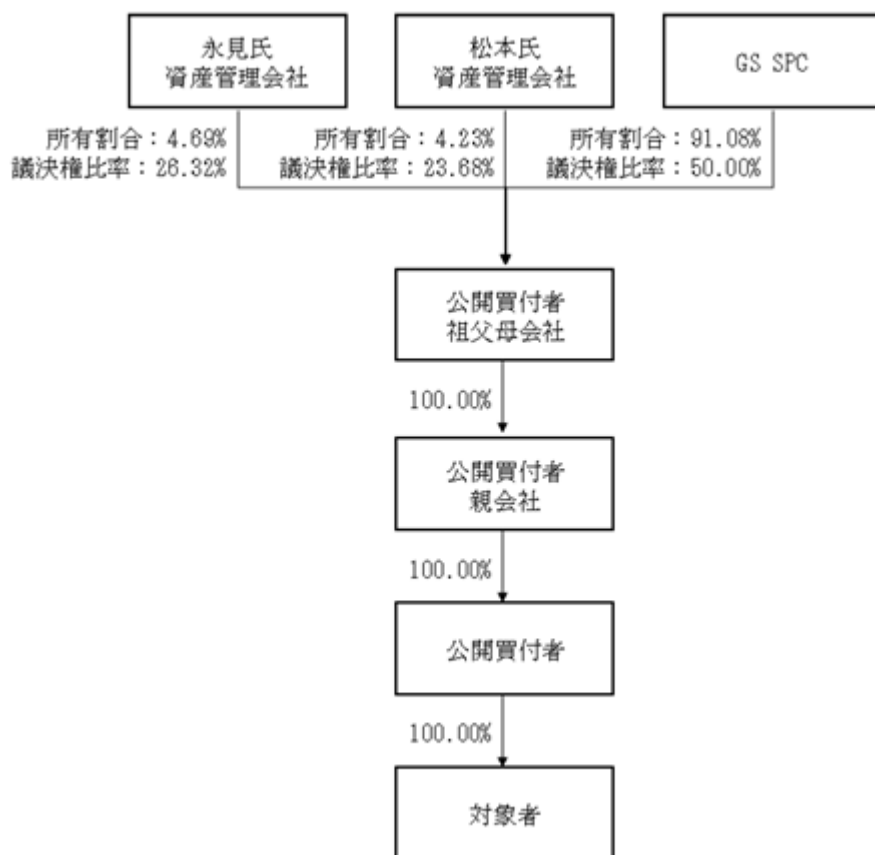
・本スクイズアウト手続後

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者のみとするため、本スクイズアウト手続を実施する予定です。



・本再出資後

有価証券報告書の提出義務免除申請の承認が得られた後、永見氏及び松本氏はそれぞれの資産管理会社を通じて公開買付者祖父母会社に対して本再出資を行う予定です。その結果、公開買付者祖父母会社に対する議決権比率は永見氏資産管理会社が26.32%、松本氏資産管理会社が23.68%、GS SPCが計50.00%となる予定です。



(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付けが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者は、2009年9月に印刷の新しい発注の仕組み作りを目的として、Tectonics株式会社として設立され、その後、2010年1月にラクスル株式会社に商号変更したとのことです。また、対象者は、2018年5月に東京証券取引所マザーズ市場に対象者株式を上場し、その後、2019年8月に東京証券取引所市場第一部に市場変更したとのことです。本書提出日現在は、2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、東京証券取引所プライム市場に移行しているとのことです。

対象者のグループは、本書提出日現在、対象者、連結子会社12社及び持分法適用関連会社1社（以下、総称して「対象者グループ」といいます。）で構成されているとのことです。

対象者は、設立以来「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」というビジョンのもと、デジタル化が進んでいない伝統的な産業にインターネットを用いて新しい仕組みを創り、既存のビジネス慣習を変えていくことで、対象者グループの主な顧客である国内の企業・個人事業主の経営をより良くすることを目指しているとのことです。対象者グループは、印刷・集客支援の受発注プラットフォーム「ラクスル」の開発・運営及びテレビCM・動画広告のプラットフォーム「ノバセル」の開発・運営を中心とするプラットフォーム事業を主たる事業とし、産業ごとにプラットフォームを創出することで、サプライヤーと顧客の需要を効率良く結びつける産業形態の在り方を提示したいと考えているとのことです。

対象者グループの事業内容は、以下のとおりとのことです。

(ア) 調達プラットフォーム事業

調達プラットフォーム事業については、印刷・集客支援の受発注プラットフォーム「ラクスル」、段ボール・梱包材の受発注プラットフォーム「ダンボールワン」、印鑑・スタンプの受発注プラットフォーム「ハンコヤドットコム」、トートバッグの受発注プラットフォーム「トートバッグ工房」の開発・運営等を行っているとのことです。主力の「ラクスル」では、インターネットを使って全国の顧客から印刷の注文を集め、その注文をネットワークとして築いている印刷会社に発注し、印刷機の小稼働時間を使って印刷をする仕組みを開発、提供しているとのことです。また、ネット印刷の事業を基軸に、印刷物のデザインサービスや、印刷したチラシの新聞折込み・ポスティングといった、狭商圏内での“集客支援（広告）のワンストップサービス”を提供しているとのことです。

(イ) マーケティングプラットフォーム事業

顧客が小ロットからテレビCMの枠や動画を購入できる広告プラットフォームの「ノバセル」を運営しているとのことです。テレビCMはわが国でもっともリーチコスト（注1）が安く多くの人々に情報を届けることが可能な媒体であると考えているとのことです。しかし多くの企業にとっては、その価格帯の高さから気軽に導入できる広告手段であるとは言い難いのが実態であると考えているとのことです。「テレビCMは大手企業だけが使える広告手段」という概念を覆し、「テレビCMを民主化する」というビジョンの基、より多くの顧客がテレビCMを活用できるプラットフォームを提供しているとのことです。

（注1） 「リーチコスト」とは、「広告が1人に届く（リーチする）ために要する費用」のことを示す指標をいうとのことです。

また、対象者グループを取り巻く事業環境としては、現在の主力事業である調達プラットフォームにおいては2022年度に市場規模が1,340億円、その後も年間100億円程度の市場成長があり（国内印刷通販事業者を対象に、2022年10月から2022年12月を調査対象期間として実施された、国内印刷通販市場に関する矢野経済研究所調べ）、インターネット化が進捗しているとのことです。また、取引先においては他の産業でも起きている後継者不足問題が一定数発生していますが、対象者グループにとってはM&Aによる成長機会でもあると認識しているとのことです。このような状況下、対象者グループでは、既存事業のオーガニック成長（注2）の加速、連続的なM&A戦略の継続・拡大、AI Native化（注3）への投資と効率化、Quality Growth（注4）の継続を重要なテーマと認識しており、既存事業のオーガニック成長の加速に向けた取り組みとして、クロスセル（注5）を促進するためのID統合（注6）、UI改善（注7）、ポイント施策（注8）を実施しているとのことです。また、成長著しい中堅・大企業向け事業（ラクスルエンタープライズ）での営業人員の拡充を行っているとのことです。加えて、より包括的なプラットフォームの実現・拡張に向けた取り組みとして、物販EC、デジタルサイネージ（注9）、直近では2025年11月末よりサービス提供開始のラクスルバンク（中小企業向け金融プラットフォーム）など、隣接サービスを継続的に提供しているとのことです。

- (注2) 「オーガニック成長」とは、既存事業の改善や新商品の開発など、M&Aではなく、社内の経営資源を活用し成長することをいうとのことです。
- (注3) 「AI Native化」とは、対象者の事業活動の様々な場面（例えば、顧客接点となるraksul.com等のECサイトやデザイン画面、ソフトウェア開発、受発注の管理、経営管理等）において生成AIの技術が活用され、売上高向上と費用最適化の双方が常になされている状態をいうとのことです。
- (注4) 「Quality Growth」とは、顧客や商品カテゴリの拡大に十分に投資が行われ、各商品やサービスが市場の成長を大きく上回る売上高成長率を維持しながら、営業利益、EBITDA（下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」において定義します。以下同じです。）、営業キャッシュ・フローも同時に成長する、売上高成長と利益創出のバランスが取れた成長収益性・資本効率・持続性を重視した質の高い成長を指すとのことです。
- (注5) 「クロスセル」とは、顧客が購入しようとしている商品に関連する別の商品やサービスを提案し、追加購入を促す販売手法をいうとのことです。
- (注6) 「ID統合」とは、対象者グループが提供する複数のサービスでバラバラに管理されていたユーザーのID（アカウント）を一つにまとめ、単一のIDで複数サービスを利用できるようにする取り組みをいうとのことです。
- (注7) 「UI改善」とは、顧客がサービスを利用する際に触れる接点や操作画面を使いやすさ、分かりやすさ向上を目的としたデザイン・表示・操作性の改善をいうとのことです。
- (注8) 「ポイント施策」とは、対象者グループが提供する複数サービスを横断して、商品やサービスの購入額に応じたポイント付与・ポイント利用促進を推進する取り組みをいうとのことです。
- (注9) 「デジタルサイネージ」とは、屋外・店頭・公共空間・交通機関等のあらゆる場所で、ディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称をいうとのことです。

一方、永見氏及び松本氏は、対象者が、印刷領域並びにその他の進出各領域におけるBtoBプラットフォームとして高い知名度・レピュテーションを既に形成していると考えておりました。他方、対象者が国内外の多様な上場株投資家に受け入れられるには、さらなる事業規模の拡大が必要であり、そのためには長期志向で企業の成長を支える投資ポリシーと実績を有したパートナーと共に、下記「本公開買付け後の経営方針」に記載の抜本的な経営施策を積極的に実行することが必要ではないかという問題意識を持っておりました。他方、永見氏及び松本氏は、上場を維持したまま各経営施策を実行することは、対象者の中長期的な企業価値向上が期待できるものの、短期的には費用が先行して利益成長の鈍化を招くことで、短期的な業績に注目する投資家を含む資本市場の評価と必ずしも合致しないおそれがあると考えておりました。そして、永見氏及び松本氏は、2025年6月末、対象者が引き続き上場を維持したまま短期的な業績への影響を懸念して中長期的な企業価値向上に不可欠な各経営施策の実行を遅延又は縮小させることは、AIの進展等によるテクノロジーの変化の下、対象者グループを取り巻く事業環境の激変が続く今日において、対象者の競争力を大きく損ない、ひいては株主の皆様の利益を損なう可能性があると考えに至ったとのことです。

上記の問題意識より、2025年6月末、永見氏及び松本氏は、対象者株式を非公開化した上で、株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新しい経営体制の構築により機動的かつ柔軟な意思決定を可能とすることが必要であると考えに至ったとのことです。そして、当該新経営体制の下、短期的な業績変動や株価動向に左右されることなく、対象者の成長戦略・事業構造改革の実行及び事業の積極展開に取り組み、着実に事業規模の拡大を図っていくことが最善の選択であるとの考えに至ったとのことです。さらに、今後も永見氏及び松本氏が経営を主導し、企業価値向上のために抜本的な改革を牽引していくことを前提としつつ、対象者単独のリソースのみでは一定の限界があるため、対象者独自の経営努力に加え、外部の経営資源も活用するべく、事業面・資本金面等で有益かつ長期的なサポートを得られるパートナーと共に非公開化を実行したいとの考えに至ったとのことです。

その後、2025年6月末、永見氏及び松本氏は、本取引のパートナー選定のために、十分な資金力と豊富な投資実績を有していることに加えて、対象者が展開する事業領域において深い知見があると考えられるゴールドマン・サックスを含む投資ファンド3社のパートナー候補に対して対象者株式の非公開化取引に係る提案依頼書を送付し、2025年7月下旬、提案依頼書を送付した全てのパートナー候補から提案書を受領しました。また、パートナーの選定と並行して、永見氏及び松本氏は2025年7月24日に対象者に対して、公開買付けを通じた対象者株式の非公開化を検討している旨及び非公開化に際してパートナー選定を行う旨を伝えております。

その後、2025年8月1日に本特別委員会（下記「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）と各パートナー候補との面談を実施し、2025年8月6日に、永見氏及び松本氏は、各パートナー候補からの提案を踏まえ、ゴールドマン・サックスをパートナーとして選定することを決定しました。

ゴールドマン・サックスは、1869年に創業した世界有数の総合金融機関であり、投資銀行業務や証券業務とともに、世界60か所の拠点にて、1,800名を超える投資プロフェッショナルが幅広い投資・資産運用業務を手掛けております。プライベートマーケットとパブリックマーケットを合わせて500兆円以上の資産を世界中で運用し、なかでも、企業、不動産、債権、インフラ資産等へのオルタナティブ投資においては、合計約78兆円の資産を運用しています。企業投資では、約40年の投資経験を有しており、これまで、世界中の多くのセクターにおいて、1,200社以上に対し投資を行ってまいりました。その形態は、上場会社の非公開化（MBO等）や有望スタートアップへのグロース・エクイティ投資から、金融支援を伴う再生事業におけるスポンサーの引き受けまで多岐にわたり、企業に対する事業的・財務的なサポートの提供を通じて、企業価値の向上に貢献することを主な目的とした投資業務を行っております。

日本においても、ゴールドマン・サックスは50年以上事業を行っており、1999年以降は、世界各国での投資経験で得たネットワークや知識、グローバルな経営資源をベースとして積極的に企業投資活動を展開し、日本ハウズイング株式会社（国内大手独立系マンション管理会社。2024年に公開買付けを通じて株式を取得）、株式会社NIPPO（国内大手道路舗装会社。2022年に公開買付けを通じて株式を取得）、合同会社ユー・エス・ジェイ（テーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」運営会社。2005年から2017年まで12年間保有）、株式会社カケハシ（調剤薬局向けSaaS運営会社。2025年にグロース・エクイティ投資を実施）、株式会社LegalOn Technologies（法務効率化SaaS運営会社。2022年及び2025年にグロース・エクイティ投資を実施）、G0株式会社（国内大手のタクシー配車アプリ運営会社。2023年にグロース・エクイティ投資を実施）を始めとする日本企業40社以上に対し、総額5,300億円を超える投資を行ってまいりました。日本特有の慣習も踏まえ、投資先企業の経営陣・従業員の方々と二人三脚での各種施策の実行支援、及び投資後の継続的な成長資金の提供を通じ、投資先企業の中長期的な企業価値向上に貢献しているものと考えております。

ゴールドマン・サックスは、対象者グループの属するテクノロジー業界においても、米国、欧州やアジア等、グローバルに豊富な投資実績を有しており、例えば、対象者と戦略的パートナーシップ契約を締結しているCanva Pty Ltd.、生成AI領域の有力企業であるAnthropic PBC、Eコマース/マーケットプレイス領域ではAlibaba.com Corporation、eBay Inc.、Fever Labs Inc.、Gelato ASA、dba Leqee、MercadoLibre, Inc.、Wolt Enterprises Oy等、FinTech領域ではDeserve, Inc.、Even Financial, Inc.、OneStream, Inc.、Stripe, Inc.、Younited Financial S.A.等、その他テクノロジー領域でもAdvania Ísland ehf.、Kahoot! ASA、Rippling, Inc.、ServiceTitan, Inc.、Trackunit ApS等に対して投資を行い、M&A、事業開発、上場支援などを通じてその企業価値向上を支援してまいりました。

ゴールドマン・サックスは、日本での企業投資やテクノロジー業界への投資を注力分野として考えており、多くの企業の分析を進めてまいりましたが、対象者グループについて、公開情報や独自の分析を通じてBtoBプラットフォームとしての事業の強さと今後の事業成長ポテンシャルから、有力な投資先候補として、従前から高い関心を持っておりました。今般永見氏や松本氏との議論を通じて、これらの想いを確信するに至り、またゴールドマン・サックスが培ってきた企業投資経験、企業成長支援経験、業界知見、グローバルネットワーク、各投資先企業経営陣との強いリレーションを活用して、対象者グループのさらなる成長に貢献できると考えております。また、永見氏及び松本氏を将来の長期間にわたって共に企業価値向上に向けた協働ができるパートナーと考えており、共に事業成長を行っていききたいと考えております。

永見氏及び松本氏は、パートナー候補から受領した提案を比較した結果、最終的に()ゴールドマン・サックスが保有するアセット、具体的には世界中のテクノロジー業界投資先ネットワーク、アドバイザーネットワーク、金融面での支援等が、対象者グループとしての成長と変革において活用できると期待できたこと、()投資担当者等とのコミュニケーションを通じて、対象者の長期戦略に対する深い理解と共感があり、またその提案の姿勢に真摯さが感じられたこと、()対象者の現経営陣との対等かつ長期のパートナーシップを思想の前提とした取締役会構成、株主構成の提案であったこと、()ゴールドマン・サックスの投資方針として、経営陣及び投資先企業の成し遂げたいことをゴールドマン・サックスのリソースを活用して支援し長期的に関係構築することを重視しており、ゴールドマン・サックスとの間で長期的なパートナーシップを構築することが可能であると考えられたこと、等を総合的に評価して、2025年8月6日に対象者グループの企業価値最大化が実現可能なパートナーとしてゴールドマン・サックスを選定しました。

その後、2025年8月20日、永見氏及び松本氏はゴールドマン・サックスと共同で対象者に対し、ゴールドマン・サックスをスポンサーとするMBOの実施の提案を行うとともに、本取引について本格的に検討するため、2025年8月下旬から同年10月上旬にかけてデュー・ディリジェンスを実施したいとの申入れを行いました。それを受けて、2025年8月22日、対象者から当該デュー・ディリジェンスを受け入れるとともに、本取引の実施に向けた協議を進める体制を整える旨の連絡を受けました。これを踏まえ、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、2025年8月下旬から同年10月上旬まで対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施しつつ、対象者の持続的な企業価値向上に向けた具体的な施策、本取引後の経営方針等について検討を進めました。

かかる検討の結果を踏まえて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者に対し、2025年10月31日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,400円（2025年10月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,066円）に対して31.33%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,110円）（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して26.13%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,225円）に対して14.29%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,204円）に対して16.28%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第1回提案（なお、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスによる価格提案は、対象者の2026年7月期に係る中間配当及び期末配当が行われないことを前提としております。以下同じです。）を書面で提出したところ、対象者より、2025年11月5日、第1回提案における本公開買付価格は、対象者株主の利益に配慮されている水準には到底達しておらず、対象者として応募推奨意見を出せる水準ではないとして、本公開買付価格の抜本的な再検討を要請する旨の回答を受けました。

対象者からのかかる要請を受けて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者に対し、2025年11月10日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,500円（2025年11月7日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,022円）に対して46.77%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,078円）に対して39.15%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,204円）に対して24.58%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,199円）に対して25.10%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第2回提案を書面で提出したところ、対象者より、2025年11月12日、第2回提案における本公開買付価格は、依然として対象者の一般株主の利益の確保に十分に配慮した水準には到底到達していないと評価しているとして、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。

対象者からのかかる要請を受けて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者に対し、2025年11月17日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,570円（2025年11月14日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,051円）に対して49.38%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,065円）に対して47.42%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,188円）に対して32.15%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,193円）に対して31.60%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第3回提案を書面で提出したところ、対象者より、2025年11月19日、第3回提案における本公開買付価格は、依然として対象者の一般株主の利益の確保に十分に配慮した水準には達していないと評価しているとして、本公開買付価格の真摯な再検討を要請する旨の回答を受けました。

対象者からのかかる要請を受けて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者に対し、2025年11月21日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,640円（2025年11月20日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,102円）に対して48.82%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,064円）に対して54.14%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,175円）に対して39.57%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,191円）に対して37.70%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第4回提案を書面で提出したところ、対象者より、2025年11月26日、第4回提案における本公開買付価格は、依然として対象者の一般株主の利益の確保に十分に配慮した水準には達しているとは判断できず、株主の皆様への応募推奨に至る水準ではないと評価しているとして、本公開買付価格の真摯な再考を要請する旨の回答を受けました。

対象者からのかかる要請を受けて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者に対し、2025年12月1日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,675円（2025年11月28日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,287円）に対して30.15%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,095円）に対して52.97%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,165円）に対して43.78%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,193円）に対して40.40%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第5回提案を書面で提出したところ、対象者より、2025年12月3日、第5回提案における本公開買付価格は、依然として対象者の一般株主の利益の確保に十分に配慮した水準には達しておらず、株主の皆様への応募推奨に至る水準までには至っていないとして、本公開買付価格の真摯な再考を要請する旨の回答を受けました。

対象者からのかかる要請を受けて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者に対し、2025年12月5日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,700円（2025年12月4日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,276円）に対して33.23%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,138円）に対して49.38%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,156円）に対して47.06%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,195円）に対して42.26%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第6回提案を書面で提出したところ、対象者より、2025年12月8日、対象者の本源的価値を最大限評価いただきたいとして、本公開買付価格のさらなる引き上げを要請する旨の回答を受けました。

対象者からのかかる要請を受けて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者に対し、2025年12月9日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,710円（2025年12月8日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,308円）に対して30.73%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,172円）に対して45.90%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,155円）に対して48.05%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,196円）に対して42.98%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第7回提案を書面で提出したところ、2025年12月10日、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者から第7回提案を承諾する旨の回答を受領し、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,710円、本新株予約権買付価格を1円とすることについて対象者との間で合意に至りました。

加えて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは2025年10月中旬から同年12月上旬にかけて、本取引のストラクチャー、本取引後の出資比率、本取引後の対象者の運営並びに株式の取扱いに対する関与についての協議を行った結果、2025年12月11日付で、本公開買付契約及び本株主間契約（下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意」の「本株主間契約」において定義します。以下同じです。）を締結しております。詳細は下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。以上の協議・交渉を経て、公開買付者は、2025年12月12日、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者は、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、永見氏及び松本氏から2025年7月24日に公開買付けを通じた対象者株式の非公開化を検討している旨及び非公開化に際してパートナー選定を行う旨の打診を受けたことから、本取引における対象者及び対象者取締役会の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために、2025年8月1日開催の取締役会により、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックス、また対象者グループから独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックス、また対象者グループから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社KPMGFAS（以下「KPMG」といいます。）を、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックス、また対象者グループから独立した本特別委員会独自の第三者算定機関として株式会社プルートス・コンサルティング（以下「プルートス・コンサルティング」といいます。）をそれぞれ選任したとのことです。

また、対象者は、本取引がMBOに該当し、対象者又は対象者の一般株主との間に構造的な利益相反の問題が存在するため、本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者の取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保することを目的として、2025年8月1日開催の取締役会により、対象者の社外取締役である小林賢治氏（対象者社外取締役）、琴坂将広氏（対象者社外取締役（監査等委員））及び宇都宮純子氏（対象者社外取締役（監査等委員））の3名によって構成される、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックス、また対象者グループのいずれからも独立した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本取引に係る提案を検討するための体制を構築したとのことです。

その後、対象者は、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、TMI総合法律事務所及びKPMGの助言を受けながら、本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容等を踏まえ、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引の諸条件について、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスとの間で複数回にわたる協議・交渉を行ったとのことです。

具体的には、対象者は、2025年8月1日に本特別委員会を設置して以降、本特別委員会における検討・協議を進めたとのことです。本特別委員会は、2025年9月9日、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスに対して本取引の背景・目的、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスが本取引後に実施することを想定している施

策及びその他本取引の諸条件等を含む書面による質問事項を送付し、2025年9月23日に書面による回答を受領したとのことです。さらに、本特別委員会は、2025年10月1日に永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスと直接面談を実施し、当該質問事項に対する回答を踏まえ、質疑応答を行ったとのことです。

また、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格については、対象者は2025年10月31日に永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスから本公開買付価格を1,400円及び本新株予約権買付価格1円とする旨の提案を受けて以降、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスとの間で上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、協議・検討を重ねてきたとのことです。

具体的には、対象者は、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスから、2025年10月31日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,400円（2025年10月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,066円）に対して31.33%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,110円）に対して26.13%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,225円）に対して14.29%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,204円）に対して16.28%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第1回提案を書面で受領したとのことです。当該提案に対して、本特別委員会は、第1回提案における本公開買付価格は、対象者株主の利益に十分配慮した水準には到底達しておらず、対象者として応募推奨意見を出せる水準には到底達していないとの結論に至り、対象者は、2025年11月5日付で、本公開買付価格の抜本的な再検討を要請する旨を書面で提出したとのことです。

その後、対象者は、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスから、2025年11月10日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,500円（2025年11月7日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,022円）に対して46.77%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,078円）に対して39.15%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,204円）に対して24.58%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,199円）に対して25.10%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第2回提案を書面で受領したとのことです。当該提案に対して、本特別委員会は、第2回提案における本公開買付価格は、依然として対象者株主の利益に十分配慮した水準には到底到達していないとの結論に至り、対象者は、2025年11月12日付で、本公開買付価格の再検討を要請する旨の書面を提出したとのことです。

その後、対象者は、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスから、2025年11月17日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,570円（2025年11月14日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,051円）に対して49.38%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,065円）に対して47.42%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,188円）に対して32.15%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,193円）に対して31.60%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第3回提案を書面で受領したとのことです。当該提案に対して、本特別委員会は、第3回提案における本公開買付価格には、対象者が策定した事業計画に基づく将来収益力及び持続的な企業価値向上を目的とした成長投資（M&A投資を含む。）の効果が十分に反映されておらず、また対象者の第三者算定機関であるKPMG及び本特別委員会の第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングによる対象者株式価値の算定結果を踏まえても、本公開買付価格は依然として到底受け入れることが困難な水準であるとの結論に至り、対象者は、2025年11月19日付で、本公開買付価格の真摯な再検討を要請する旨の書面を提出したとのことです。

その後、対象者は、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスから、2025年11月21日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,640円（2025年11月20日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,102円）に対して48.82%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,064円）に対して54.14%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,175円）に対して39.57%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,191円）に対して37.70%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第4回提案を書面で受領したとのことです。当該提案に対して、本特別委員会は、第3回提案に対する検討結果と同様に、第4回提案における本公開買付価格についても、依然として対象者の将来収益力や持続的な企業価値向上を目的とした成長投資（M&A投資を含む。）の効果が十分に反映されていないとの結論に至り、対象者は、2025年11月26日付で、引き続き本公開買付価格の真摯な再検討を強く要請する旨の書面を提出したとのことです。

その後、対象者は、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスから、2025年12月1日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,675円（2025年11月28日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,287円）に対して30.15%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,095円）に対して52.97%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,165円）に対して43.78%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,193円）に対して40.40%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第5回提案を書面で受領したとのことです。当該提案に対して、本特別委員会は、第3回提案及び第4回提案に対

する検討結果と同様に、第5回提案における本公開買付価格についても、依然として対象者の将来収益力や持続的な企業価値向上を目的とした成長投資（M&A投資を含む。）の効果が十分に反映されていないとの結論に至り、対象者は、2025年12月3日付で、引き続き本公開買付価格の真摯な再検討を強く要請する旨の書面を提出したとのことです。

その後、対象者は、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスから、2025年12月5日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,700円（2025年12月4日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,276円）に対して33.23%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,138円）に対して49.38%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,156円）に対して47.06%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,195円）に対して42.26%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第6回提案を書面で受領したとのことです。当該提案に対して、本特別委員会は、第6回提案における本公開買付価格についても、依然として対象者の将来収益力や持続的な企業価値向上を目的とした成長投資（M&A投資を含む。）の効果が十分に反映されていないとの結論に至り、対象者は、2025年12月8日付で、対象者の本源的価値を最大限評価し、本公開買付価格のさらなる引き上げを要請する旨の書面を提出したとのことです。

その後、対象者は、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスから、2025年12月9日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,710円（2025年12月8日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,308円）に対して30.73%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,172円）に対して45.90%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,155円）に対して48.05%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,196円）に対して42.98%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第7回提案を書面で受領したとのことです。当該提案に対して、本特別委員会は、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの法的助言、及び対象者の第三者算定機関であるKPMGの株式価値算定書（以下において定義します。）、並びに本特別委員会の独自の第三者算定機関であるプルート・コンサルティングの株式価値算定書（以下において定義します。）等を参考に、改めて慎重な協議・検討を重ねたとのことです。その結果、本特別委員会は、第7回提案における本公開買付価格には対象者の将来収益力や持続的な企業価値向上を目的とした成長投資（M&A投資の効果を含む。）の効果が含まれており、対象者の本源的価値を最大限評価した水準として、対象者株主の利益に十分に配慮した価格であるとの結論に至ったとのことです。そのため、対象者は、2025年12月10日付で、本公開買付価格（1,710円）及び本新株予約権買付価格（1円）をもって本公開買付けに承諾し、2025年12月11日開催の取締役会において正式な意思決定を行う旨を書面で提出したとのことです。

以上の経緯のもとで、対象者は、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2025年12月10日付で答申書（以下「本答申書」といいます。本答申書の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）の提出を受けたとのことです。

また、対象者は、KPMGから2025年12月10日付で対象者株式に係る株式価値算定書（以下「株式価値算定書（KPMG）」）といいます。株式価値算定書（KPMG）の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「（ ）算定の概要」をご参照ください。）の提供を受けたとのことです。

さらに、本特別委員会は、プルート・コンサルティングから、2025年12月10日付で対象者株式に係る株式価値算定書（以下「株式価値算定書（プルート）」）といいます。株式価値算定書（プルート）の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「（ ）算定の概要」をご参照ください。）の提供を受けたとのことです。

その上で、対象者は、TMI総合法律事務所から受けた法的助言、KPMGから受けた財務的見地からの助言及びKPMGから取得した株式価値算定書（KPMG）の内容、並びに本特別委員会を通じてプルート・コンサルティングから提出を受けた株式価値算定書（プルート）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、以下の点等を踏まえると、下記「本公開買付け後の経営方針」に記載の公開買付者が企図する施策の内容は合理的であり、本取引を通じて対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至ったとのことです。

対象者は、中小企業を中心に300万以上のユーザーIDを抱えるカスタマイズ品のECプラットフォームとして創業以来増収を続けているとのことです。カスタマイズ品は会社の登記に使われる印鑑、従業員のユニフォーム、名刺、販売促進に利用されるチラシ、サービスや店舗のウェブサイト等、企業活動の様々な段階や場面で必要とされる重要性和継続性の高い商品やサービスであるとのことです。対象者は、これらの需要と同時に必要とされる、カスタマイズ品にとどまらない商品やサービス（店舗資材、金融サービス、販売促進サービス等）を提供していくことによって、中小企業の抱える経営課題を端から端まで「End-to-End」で解決できる、テクノロジーによって裏打ちされた使いやすいプラットフォームの実現を目指しておりますが、大型のプロジェクトへの投資やM&A等を通じた規模の拡大が重要であると考えているとのことです。一方で、上場会社としては市場が期待する短期の業績及び株価を意識し、四半期毎に売上高・利益（EBITDA）の獲得を意識した事業運営を行う必要がある点も重要な経営課題であるとのことです。

このような中で、対象者は、永見氏及び松本氏から、本取引の協議・交渉の過程において下記「本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、(ア)M&A戦略の推進、連続的なM&A案件の実行、(イ)既存事業へのさらなる投資及び新規事業の強化、(ウ)対象者株式の非公開化に伴う意思決定の迅速化を図ることで、対象者グループの中長期的な企業価値向上を実現したい旨の説明を受け、これを慎重に検討した結果、対象者としても、これらの施策は、対象者の今後の成長を考えたときに積極的に推進していくべきものであり、ひいては対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものであると考えているとのことです。

しかしながら、上記の各施策は、中長期的には対象者の企業価値向上が期待できるものの、即時に対象者の業績に貢献できるものではなく、その実現に向けて相当の期間を要することが想定されるほか、対象者の限られた人的資源を連続的なM&Aや新規事業の強化に投入することはもちろん、既存事業へのさらなる投資が発生することから、一時的に利益成長の鈍化及びキャッシュ・フローが悪化する可能性は否定できず、短期的には対象者の業績や財務状況に悪影響を与えるリスクがあり、資本市場から十分な評価が得られず、対象者の株主の皆様に対して、対象者株式の市場株価の下落といった悪影響を与えるおそれが懸念されたと考えているとのことです。例えば、(ア)M&A戦略の推進、連続的なM&A案件の実行については検討から案件の成立及びPMI（注1）による利益の創出までに時間を要することから、短期的な売上高の増加や利益の創出を期待される上場会社としては積極的な推進が難しく、また(イ)既存事業へのさらなる投資及び新規事業の強化については、主にエンタープライズ（注2）向けセールスの人材採用や組織強化、複数サービス間でのブランド統合、ID管理や決済システム基盤等の統合によるサービス提供体制構築、新たな事業展開のための自社開発（内製化）と周辺事業領域のM&Aによるサービスのラインアップ拡大にはソフトウェア開発を含む先行投資や人材投入を要するため、短期的な収益性の両立が困難と考えているとのことです。さらに、新規事業の強化について、今後本格展開を予定しているソフトウェア事業、ファイナンス事業において、新規領域での事業立ち上げ又はM&A成功の不確実性は高く、収益化までの時間やリスクを伴うことから、資本市場から十分な評価が得られない可能性があり、いずれの施策も対象者株式の上場を維持したまま各施策を実施することは慎重な判断が求められる状況であると考えているとのことです。

（注1） 「PMI（Post Merger Integration）」とは、Post Merger Integration（ポスト・マージャー・インテグレーション）」の略称で、M&A（合併・買収）成立後に、その効果を最大化するために必要なプロセスのことをいうとのことです。

（注2） 「エンタープライズ」とは、従業員数が数十人規模以上の中小企業から中堅企業をいうとのことです。

一方で、本取引により対象者株式を非公開化することで、長期的な視点で公開買付者からの提案にあるような各施策の実行に取り組むことが可能となると考えており、本取引の実行は対象者の企業価値向上の観点からもメリットがあると考えているとのことです。また、上記の各施策を対象者が単独で行っていくことは、一定の限界があることから、ゴールドマン・サックスが培った対象者グループが属する業界知見、グローバルネットワーク、各投資先企業の現経営陣との強いリレーションを活かすことで、その実現を図ることがより現実的になると考えているとのことです。

そのため、対象者としても、対象者の株主の皆様が短期的な悪影響を被ることなく株式を売却できる機会を提供するとともに、対象者株式を非公開化することにより株式市場からの評価にとらわれず、また株主と経営陣が一体となることで機動的かつ柔軟な意思決定が可能な強固かつ安定した新たな経営体制を構築することこそ、対象者の企業価値向上を実現する選択であると判断したとのことです。加えて、永見氏及び松本氏は対象者の事業内容を熟知していること、これまで対象者を牽引してきた実績があることを踏まえれば、永見氏及び松本氏がMBOの手法によって引き続き対象者の経営陣の立場であり続けること、すなわち永見氏及び松本氏が所有と経営

の双方を担うことに十分な合理性があると判断したとのことです。加えて、対象者株式の非公開化により、対象者株式の上場を維持するために必要な費用（有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用等）を削減することができ、また上場会社として必要となる管理部門の維持のための費用その他のコスト等、対象者株式の上場を維持することによるその他の経営負担も軽減され、より一層、事業成長への経営資源の集中を図ることも可能になると考えているとのことです。

なお、上場廃止に伴うデメリットとしては、資本市場から資金調達を行うことができなくなるもののほか、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを享受できなくなることが一般的に挙げられますが、対象者としては、金融機関との間で良好な関係を築けていることや、これまでの広告宣伝費投資や事業活動を通じて知名度や社会的信用は既に確立していると考えられることから、対象者株式の上場廃止による特段のデメリットは想定していないとのことです。加えて、MBOに際して借入金が増加して資金調達余力が一定低下することが一般的に懸念される場合がありますが、ゴールドマン・サックスの資金面での継続的なサポートや、ゴールドマン・サックスの信用力を背景に適宜最適な資金調達手段の活用が可能となることから、本取引を通じて資金調達の柔軟性を失うものではないと判断しているとのことです。

また、対象者は、以下()から()に記載の点から、本公開買付価格(1,710円)は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保されたものであり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- () 下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているKPMGによる株式価値算定書(KPMG)における対象者株式の株式価値算定結果によれば、本公開買付価格が、市場株価平均法の上限値を上回り、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果の中央値を上回る金額であること
- () 下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているブルー・タス・コンサルティングによる株式価値算定書(ブルー・タス)における対象者株式の株式価値算定結果によれば、本公開買付価格が、市場株価法の上限値を上回り、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること
- () 本公開買付価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年12月10日を基準日として、東京証券取引所プライム市場(以下同じです。)における対象者株式の基準日の終値1,250円に対して36.80%、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,188円に対して43.94%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,151円に対して48.57%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値1,197円に対して42.86%のプレミアムが加算されたものであり、当該プレミアム水準は、近時の他のMBO事例(経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針 - 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて -」を公表した2019年6月28日以降に公表され、2025年12月10日までに確認できる公開買付けが成立した非公開化を目的としたMBO案件の事例計30件(公開買付け未実施・不成立の事例及び対象会社の賛同又は応募推奨がない事例等は除外))におけるプレミアム水準の中央値(公表日の前営業日の終値に対して40.58%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して41.35%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して44.35%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して46.87%)と比較して遜色ない合理的な水準と認められること
- () 下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」に記載のとおり、本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であり、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること
- () 本公開買付価格が、上記措置が採られた上で、対象者と公開買付者らとの間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること
- () 下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会より取得した本答申書においても、本公開買付価格は公正なものであると考えられる旨の意見が示されていること

以上より、対象者は、2025年12月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。また、本新株予約権については、本新株予約権買付価格が1円とされていることから、本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

上記取締役会決議の詳細は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

本取引は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、MBOに該当し、永見氏及び松本氏は本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しており、本公開買付け及び本取引の実施後、下記の施策を推進する予定です。

(ア) M&A戦略の推進、連続的なM&A案件の実行

対象者はこれまで中堅中小企業の買収を通じ、調達プラットフォーム事業及びマーケティングプラットフォーム事業のサービスラインアップ拡充を図ってきたとのことです。そして、買収後の各社の売上や利益の成長を実現させたほか、ユーザーへの独自の提供価値を強化することで、ID数増加、利用サービス数増加などのクロスセルによるプラットフォーム価値の増強に成功してきたとのことです。

公開買付者としては、大型M&Aを含めたさらなるM&A戦略の推進による競争力強化の実現可能性があるものと考えており、ゴールドマン・サックスのグローバルネットワーク、各投資先企業経営陣との強いリレーション等を活用の上、対象者の主力事業である調達プラットフォーム事業領域及びマーケティングプラットフォーム事業領域の他、ソフトウェア事業領域、ファイナンス事業領域等の周辺領域における買収機会を引き続き模索し、対象者グループの事業規模拡大を目指してまいりたいと考えております。

(イ) 既存事業へのさらなる投資及び新規事業の強化

調達プラットフォーム事業については、主にエンタープライズ向けのセールス体制を中心として強化を図ることで中堅企業を含めた新規顧客獲得の増加を目指すとともに、複数サービス間でブランドを統合し、ID管理や決済システム基盤等も統合することで顧客に対するスムーズなサービス提供体制を構築し、さらには営業・マーケティング活動についても統合・最適化することで、既存顧客へのクロスセルの推進、また、新たな事業展開においては自社開発(内製化)と、ゴールドマン・サックスの国内外における豊富なM&A経験を活用し、周辺事業領域におけるM&Aを積極的に行うことで、提供するサービスのラインアップを拡大し、これにより、既存顧客の多様なニーズに応え、対象者サービスを継続的に利用いただくことで顧客の囲い込み(ロックイン)を推進したいと考えております。

マーケティングプラットフォーム事業については、中小企業向けのマーケティング及びCRM(顧客管理)領域において、ゴールドマン・サックスの有する知見を活用し、顧客規模やニーズに合わせてサービス内容を特化していく方針です。また、既存の調達プラットフォームで蓄積した顧客基盤を積極的に活用することで、新たな事業展開を推進し、これらの取り組みにより、業績の変動を抑え、安定的な成長を目指したいと考えております。また、新規事業の強化の点では、対象者として、今後本格展開を行っていく予定の、ソフトウェア事業、ファイナンス事業についても、事業戦略策定、事業投資・採用・M&Aに十分な資金を配分できる財務的なサポートを含む一貫通貫した支援、体制強化を行ってまいりたいと考えております。

さらに、AIを始めとしたテクノロジー強化についても、競争力を高め、事業リスクを下げるために、必要な投資を行っていききたいと考えております。

(ウ) 対象者株式の非公開化に伴う意思決定の迅速化

公開買付者は、本公開買付け成立後、()本スクイーズアウト手続を通じて対象者の株主を公開買付者のみとすること、()本スクイーズアウト手続完了後に永見氏及び松本氏から本再出資を受けること、()公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを予定しております。

また、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本株主間契約」に記載のとおり、本株主間契約に基づき、本スクイーズアウト手続の完了後、対象者に関して、永見氏が3名、松本氏が2名、GS SPCが4名の取締役をそれぞれ指名する権利を有します。対象者の役員構成を含む新たな経営体制の詳細については、本書提出日現在において未定であり、本公開買付けの成立後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOに該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認

対象者における独立した検討体制の構築

マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）を上回る買付予定数の下限の設定

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下のいずれかの方法により、対象者株式を非公開化することを目的として、本スクイズアウト手続を行うことを企図しております。

株式等売渡請求

本公開買付けの成立後に、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第179条第1項及び第2項の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対してその所有する対象者株式（以下「売渡株式」といいます。）の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）をするとともに、本新株予約権者の全員（以下「本売渡新株予約権者」といいます。）に対してその所有する本新株予約権（以下「売渡新株予約権」といいます。）の全部を売り渡すことを請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」と併せて「本株式等売渡請求」といいます。）をする予定です。本株式売渡請求においては、売渡株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を本売渡株主に対して交付することを定める予定であり、また、本新株予約権売渡請求においては、売渡新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を本売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し本株式等売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により本株式等売渡請求を承認した場合には、関連法令の定める手続に従い、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式等売渡請求において定めた取得日をもって、本売渡株主からは売渡株式の全てを、本売渡新株予約権者からは売渡新株予約権の全てを取得いたします。そして、公開買付者は、本売渡株主に対し、本売渡株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を、また、本売渡新株予約権者に対し、本売渡新株予約権者の所有していた本新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より本株式等売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会において本株式等売渡請求を承認し、本譲渡制限付株式の譲渡制限の解除について対象者取締役会で決議する予定とのことです。

本株式等売渡請求に関連する少数株主や本新株予約権者の権利保護を目的とした会社法上の手続として、本株式等売渡請求がなされた場合には、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、本売渡株主及び本売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する対象者株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、かかる申立てがなされた場合の対象者株式及び本新株予約権の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が、合計で対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。また、公開買付者は、速やかに対象者株式の非公開化を行い、対象者の企業価値向上に向けて、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付け後の経営方針」に記載の各経営施策を早期に実施していく観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催時期は2026年4月上旬を予定しています。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からこれらの要請を受けた場合には、これらの要請に応じる予定とのことです。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認いただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより、株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。公開買付者は、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定したうえで、裁判所に対して任

意売却許可の申立てを行うことを、対象者に要請する予定です。本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することを企図し、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定されるよう対象者に要請する予定です。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

また、本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数の1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求できる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。当該申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記の株式等売渡請求及び株式併合の各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議のうえ、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本譲渡制限付株式については、本譲渡制限付株式に係る割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、株式併合（当該株式併合により、付与対象者の有する本譲渡制限付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限り、）に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合又は会社法第179条第2項に規定する株式売渡請求に関する事項が対象者取締役会で承認された場合（ただし、株式併合の効力発生日又は会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日（以下「スクイズアウト効力発生日」といいます。）が譲渡制限期間の満了日より前に到来するときに限り、）は、対象者取締役会の決議により、スクイズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限付株式の割当日を含む月から当該承認の日（以下「スクイズアウト承認日」といいます。）を含む月までの月数を36で除した数（ただし、その数が1を超える場合は、1とします。）に、スクイズアウト承認日において取締役が所有する本譲渡制限付株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本譲渡制限付株式について、譲渡制限を解除するとされ、(b)上記(a)に規定する場合は、対象者は、スクイズアウト効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するとされており、本スクイズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、スクイズアウト効力発生日の前営業日の直前時において譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本株式売渡請求又は本株式併合の対象とし、上記割当契約書(b)の規定に従い、スクイズアウト効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に、本新株予約権の取得、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実践することを要請する予定です。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズアウト手続きを実行することが予定されているため、当該手続きの実行後は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続きを経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

なお、上場廃止を目的とする理由につきましては、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおりです。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意

本公開買付契約

GS SPC、永見氏及び松本氏は、2025年12月11日付で、本取引の諸条件に関する以下の内容を含む公開買付契約を締結しております。また、本公開買付契約及び本株主間契約を除いてGS SPCと永見氏及び松本氏との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付けに応募された対象者株式及び新株予約権に係る本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の支払いを除き、永見氏及び松本氏に対して本公開買付けに際して付与される利益はありません。

- () GS SPCは、2025年12月12日において以下の前提条件が全て充足されていること又はGS SPCにより放棄されていることを条件として、公開買付者をして本公開買付けを開始させること
- (ア) 本特別委員会において、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同すること及び対象者の株主に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ当該答申が撤回されていないこと
- (イ) 対象者取締役会において、本取引について利害関係を有する又はそのおそれがある取締役を除く取締役全員の一致をもって、本公開買付けに対して賛同する旨及び対象者の株主に対し本公開買付けに対象者株式を応募することを推奨する旨の取締役会決議を行い、かかる決議が公表されており、かつ、かかる意見表明を撤回する又はこれと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと
- (ウ) 対象者グループの事業、財務状況、経営状況、資産、負債、キャッシュ・フロー若しくは今後の見通し、又は関連する経済及び市場状況に重大な悪影響を与え得る事態が生じていないことその他対象者グループにおいて本公開買付けを開始する判断に重要な影響を与えると合理的に認められる事象が生じていないこと
- (エ) 司法・行政機関等に対して、本取引のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、本取引のいずれかを制限又は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと
- (オ) 本株主間契約が有効に締結され存続していること
- (カ) GS SPC、永見氏及び松本氏が、本公開買付契約に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が全て重要な点において履行又は遵守されていること
- (キ) 永見氏及び松本氏の表明及び保証（注1）が、重要な点において真実かつ正確であること
- (ク) 対象者から、対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（法第166条第4項に定める意味を有します。）していないものが存在せず、また、対象者の株式等に関する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（法第167条第2項に定めるものをいいます。）であって公表（法第167条第4項に定める意味を有します。）されていないものが存在しない旨の確認が得られていること
- (注1) 永見氏及び松本氏はそれぞれ、概要、権利能力及び永見氏資産管理会社又は松本氏資産管理会社の存続及び権限、永見氏による永見氏資産管理会社又は松本氏による松本氏資産管理会社の株式全ての適法かつ有効な保有、本公開買付契約の履行に必要な手続の履践、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得及び履践、対象者株式及び本新株予約権の適法かつ有効な保有、反社会的勢力との取引の不存在、倒産手続等の不存在、個人情報に関する規制の遵守、法令等の遵守について表明及び保証を行っております。なお、GS SPCも、概要、設立及び存続、並びに上記乃至（上記を除きます。）について表明及び保証を行っております。
- () 永見氏は、自らが保有する対象者の第12回新株予約権及び第14回新株予約権を全て行使し、また、本担保（永見氏）を解除した上で、その保有する対象者株式（永見氏が保有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権を行使することにより取得することとなる対象者株式を含みます。）を担保権等の負担のない状

態で本公開買付けに応募し、その後当該応募を撤回せず、当該応募により成立する当該株式等の買付けに係る契約を解除しないこと(注2)

(注2) 永見氏は、永見氏が所有する対象者株式1,011,100株のうち、()422,500株(所有割合:0.71%)を、大和証券が永見氏に対して有する貸付債権を被担保債権として大和証券に担保として提供しており、()265,600株(所有割合:0.45%)を、みずほ銀行が永見氏に対して有する貸付債権を被担保債権としてみずほ銀行に担保として提供しております。

- ()永見氏は、本書提出日以降速やかに自らが保有する対象者の第18回新株予約権を放棄すること
- ()松本氏は、自らが保有する対象者の第12回新株予約権及び第14回新株予約権を全て行使し、また、本担保(松本氏)を解除した上で、その保有する対象者株式(松本氏が保有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権を行使することにより取得することとなる対象者株式を含み、本譲渡制限付株式を除きます。)を担保権等の負担のない状態で本公開買付けに応募し、その後当該応募を撤回せず、当該応募により成立する当該株式の買付けに係る契約を解除しないこと(注3)

(注3) 松本氏は、松本氏が所有する対象者株式7,317,550株のうち、()2,588,300株(所有割合:4.34%)を、野村信託銀行が松本氏に対して有する貸付債権を被担保債権として野村信託銀行に担保として提供しており、()4,620,300株(所有割合:7.75%)を、本書提出日以降、遅くとも2025年12月19日までに、野村信託銀行が松本氏に対して有する貸付債権を被担保債権として野村信託銀行に担保として提供する予定です。

- ()永見氏及び松本氏は、本公開買付契約の締結日(以下「本公開買付契約締結日」といいます。)以降、公開買付者又はGS SPC以外の者との間で、本取引と実質的に抵触し又は本取引の実行を困難にする取引(永見氏及び松本氏が保有する対象者の株式等に係る譲渡、担保の設定若しくは提供又は処分(本公開買付け以外の公開買付けに応募することを含みます。)及び対象者の株式等の取得を含みます。)並びに当該取引に関連する合意を行ってはならず、公開買付者又はGS SPC以外の者に対し、かかる取引に関連して対象者に関する情報その他の情報を提供してはならず、かつ、かかる取引の申込み若しくは申込みの勧誘又はかかる取引に関するいかなる提案、協議若しくは交渉も行ってはならないこと
- ()GS SPC、永見氏及び松本氏は、本公開買付契約締結日以降、自ら又は対象者が公開買付者又はGS SPC以外の者から対象者株券等に係る公開買付けの提案(以下「対抗提案」といいます。)を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに、相手方当事者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、当該対抗提案への対応を誠実に協議すること
- ()永見氏及び松本氏は、本公開買付契約締結日以後、本公開買付けに係る決済の開始日より前に対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会において、本取引の実行を困難ならしめ、又は本取引によるGS SPCの経済合理性を損なうような、対象者株式に係る議決権その他これに関する権利の行使をせず、当該権利行使の方針については、当事者間で誠実に協議するものとし、永見氏及び松本氏は当該協議の結果に基づいて上記株主総会における権利行使を行うこと、本公開買付けに係る決済の開始日後に対象者の株主総会が開催される場合、GS SPCの指示に従い対象者株式に係る議決権その他これに関する権利行使を行うこと
- ()GS SPC、永見氏及び松本氏は、本公開買付けに係る決済の開始日以降速やかに、本公開買付けへの応募状況に応じて、株式等売渡請求、又は、対象者をして、本臨時株主総会の開催を含む対象者の株主を公開買付者のみとするために必要な手続を実施させるものとし、また、自ら又はGS SPCについては公開買付者をして、当該手続に必要な一切の行為(本臨時株主総会における賛成の議決権の行使を含みます。)を行い又は行わせること
- ()GS SPC、永見氏及び松本氏は、本スクイズアウト手続の効力発生後、対象者が法第24条第1項但書及び令第4条に基づく有価証券報告書の提出免除に係る承認を取得して以降実務上可能な限り速やかに、永見氏資産管理会社及び松本氏資産管理会社による本再出資を行うために必要となる手続を行うこと

加えて、本公開買付契約において、GS SPC、永見氏及び松本氏は、義務の不履行又は表明及び保証の違反に関する補償義務・損害軽減義務(ただし、永見氏及び松本氏それぞれのGS SPCに対する補償金額は、本公開買付価格に本公開買付契約締結時点で自らが保有する対象者株式の数を乗じた金額の100%が上限とされております。)・契約の解除・終了、秘密保持義務、契約上の地位及び権利義務の譲渡その他の処分・承継禁止義務、契約に定めのない事項又は契約の条項に疑義が生じた場合の誠実協議義務について合意しております。

本株主間契約

GS SPC、永見氏及び松本氏は、2025年12月11日付で、対象者の運営並びに株式の取扱いに関する以下の内容を含む株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しております。

（ ）対象者の運営

- （ア）取締役の員数は9名とし、永見氏が3名、松本氏が2名、GS SPCが4名を指名する権利を有すること
- （イ）代表取締役は1名とし、永見氏が指名した取締役の中から永見氏が指名すること
- （ウ）監査役の員数は最大3名とし、永見氏が1名まで、GS SPCが2名まで指名する権利を有すること
- （エ）GS SPC、永見氏及び松本氏が直接又は間接に公開買付者祖父母会社の議決権の15%以上を保有する間は、定款変更、組織再編等、中期経営計画及び年間予算の策定・変更、重要な新規事業の開始・既存の重要な事業の変更等、株式等の発行、対象者グループの株式等の処分、剰余金の配当、上場申請等、対象者における重要事項に関し全当事者の同意が必要となること

（ ）公開買付者、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社の運営

- （ア）取締役の員数は各社1名とし、GS SPCが指名する権利を有すること

（ ）株式の取扱い

- （ア）本スキーズアウト手続の完了日から24ヶ月間、GS SPC、永見氏及び松本氏は、他の当事者の書面による事前の承諾なく、公開買付者祖父母会社の株式等を処分してはならないこと
- （イ）譲渡禁止期間満了後の各当事者の優先交渉権、売却参加権及び本スキーズアウト手続の完了日から7年経過後のGS SPCの強制売却権
- （ウ）相手方に一定の事由（法的倒産手続の開始、会社法331条1項各号に掲げる欠格事由への該当等）が生じた場合のコールオプション
- （エ）一定の事由（公開買付者・公開買付者親会社・公開買付者祖父母会社・対象者グループのいずれかの株式の上場申請（以下「本上場申請」といいます。）又は譲渡禁止期間後における永見氏資産管理会社が保有する公開買付者祖父母会社株式等の譲渡）が生じた場合の普通株式を対価とするA種種類株式の取得条項・取得請求権
- （オ）一定の事由（本上場申請又は譲渡禁止期間後における松本氏資産管理会社が保有する公開買付者祖父母会社株式等の譲渡）が生じた場合の普通株式を対価とするB種種類株式の取得条項・取得請求権
- （カ）一定の事由（本上場申請、対象者グループの取締役会が事業譲渡等により事業の重要部分又は全部を第三者に移転させることを決定したこと）が生じた場合の普通株式を対価とするGS SPCが保有するC種種類株式の取得条項、一定の事由（本上場申請又は譲渡禁止期間後におけるGS SPCが保有する公開買付者祖父母会社株式等の譲渡等）が生じた場合の普通株式を対価とする取得請求権、C種種類株式の当初払込期日から7年が経過するまでの間における金銭を対価とするC種種類株式の取得条項
- （注4） C種種類株式の内容として、C種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得請求権及びC種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得条項が定められる予定です。

加えて、本株主間契約において、GS SPC、永見氏及び松本氏は、各当事者の表明及び保証に関する事項（注5）、義務の不履行又は表明及び保証の違反に関する補償義務・損害軽減義務、契約の解除・終了、秘密保持義務、契約上の地位及び権利義務の譲渡その他の処分・承継禁止義務、契約に定めのない事項又は契約の条項に疑義が生じた場合の誠実協議義務等について合意しております。

- （注5） 各当事者の表明及び保証に関する事項の具体的な内容として、概要、本公開買付契約における表明及び保証と同様の事項について規定しております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年12月12日（金曜日）から2026年2月4日（水曜日）まで（33営業日）
公告日	2025年12月12日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき金1,710円
新株予約権証券	第12回新株予約権 1個につき金1円 第13回新株予約権 1個につき金1円 第14回新株予約権 1個につき金1円 第16回新株予約権 1個につき金1円 第17回新株予約権 1個につき金1円 第18回新株予約権 1個につき金1円 第19回新株予約権 1個につき金1円 第20回新株予約権 1個につき金1円 第21回新株予約権 1個につき金1円 第22回新株予約権 1個につき金1円 第23回新株予約権 1個につき金1円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	() 普通株式 永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している有価証券報告書、決算短信等の財務情報等の資料及び対象者に対して2025年8月下旬から同年10月上旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスが本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月10日東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,250円）、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値（1,188円、1,151円及び1,197円）の推移を参考にいたしました。永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議及び交渉を経て、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を1,710円と決定しております。 なお、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ、対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定したものであるため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得していません。

	<p>本公開買付価格である1株当たり1,710円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月10日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,250円に対して36.80%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,188円に対して43.94%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,151円に対して48.57%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,197円に対して42.86%のプレミアムを加えた価格となります。また、本公開買付価格1,710円は、本書提出日の前営業日である2025年12月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値である1,226円に対して39.48%のプレミアムを加えた価格です。</p> <p>() 本新株予約権</p> <p>本新株予約権は、第12回新株予約権について、権利行使の時点において、対象者又は対象者関係子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問のいずれかの地位にあること、第13回新株予約権乃至第17回新株予約権、及び第19回新株予約権乃至第23回新株予約権について、権利行使の時点において、対象者又は対象者関係会社の取締役、監査役又は従業員であること、第18回新株予約権について、行使条件の達成時において、対象者又は対象者関係会社の取締役、監査役又は従業員であることが権利行使条件として定められており、仮に公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行行使することができないと解されることから、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、2025年12月11日に、本新株予約権買付価格をいずれも1円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、上記のとおり、本新株予約権買付価格を決定していることから、本新株予約権買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、2025年8月下旬から同年10月上旬にかけて実施した対象者に関するデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者に対し、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,400円(2025年10月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値(1,066円)に対して31.33%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値(1,110円)に対して26.13%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値(1,225円)に対して14.29%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値(1,204円)に対して16.28%の各プレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第1回提案を書面で提出したところ、対象者より、2025年11月5日、第1回提案における本公開買付価格は、対象者株主の利益に配慮されている水準には到底達しておらず、対象者として応募推奨意見を出せる水準ではないとして、本公開買付価格の抜本的な再検討を要請する旨の回答を受けました。</p> <p>対象者からのかかる要請を受けて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者に対し、2025年11月10日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,500円(2025年11月7日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値(1,022円)に対して46.77%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値(1,078円)に対して39.15%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値(1,204円)に対して24.58%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値(1,199円)に対して25.10%の各プレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第2回提案を書面で提出したところ、対象者より、2025年11月12日、第2回提案における本公開買付価格は、依然として対象者の一般株主の利益の確保に十分に配慮した水準には到底到達していないと評価しているとして、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。</p>

対象者からのかかる要請を受けて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者に対し、2025年11月17日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,570円（2025年11月14日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,051円）に対して49.38%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,065円）に対して47.42%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,188円）に対して32.15%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,193円）に対して31.60%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第3回提案を書面で提出したところ、対象者より、2025年11月19日、第3回提案における本公開買付価格は、依然として対象者の一般株主の利益の確保に十分に配慮した水準には達していないと評価しているとして、本公開買付価格の真摯な再検討を要請する旨の回答を受けました。

対象者からのかかる要請を受けて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者に対し、2025年11月21日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,640円（2025年11月20日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,102円）に対して48.82%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,064円）に対して54.14%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,175円）に対して39.57%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,191円）に対して37.70%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第4回提案を書面で提出したところ、対象者より、2025年11月26日、第4回提案における本公開買付価格は、依然として対象者の一般株主の利益の確保に十分に配慮した水準には達しているとは判断できず、株主の皆様への応募推奨に至る水準ではないと評価しているとして、本公開買付価格の真摯な再考を要請する旨の回答を受けました。

対象者からのかかる要請を受けて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者に対し、2025年12月1日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,675円（2025年11月28日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,287円）に対して30.15%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,095円）に対して52.97%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,165円）に対して43.78%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,193円）に対して40.40%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第5回提案を書面で提出したところ、対象者より、2025年12月3日、第5回提案における本公開買付価格は、依然として対象者の一般株主の利益の確保に十分に配慮した水準には達しておらず、株主の皆様への応募推奨に至る水準までには至っていないとして、本公開買付価格の真摯な再考を要請する旨の回答を受けました。

対象者からのかかる要請を受けて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者に対し、2025年12月5日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,700円（2025年12月4日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,276円）に対して33.23%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,138円）に対して49.38%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,156円）に対して47.06%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,195円）に対して42.26%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第6回提案を書面で提出したところ、対象者より、2025年12月8日、対象者の本源的価値を最大限評価いただきたいとして、本公開買付価格のさらなる引き上げを要請する旨の回答を受けました。

対象者からのかかる要請を受けて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者に対し、2025年12月9日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,710円（2025年12月8日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,308円）に対して30.73%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,172円）に対して45.90%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,155円）に対して48.05%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,196円）に対して42.98%の各プレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第7回提案を書面で提出したところ、2025年12月10日、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者から第7回提案を応諾する旨の回答を受領し、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,710円、本新株予約権買付価格を1円とすることについて対象者との間で合意に至りました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるMBOの一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置等については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

() 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、本公開買付価格を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、公開買付者ら及び対象者グループのいずれからも独立した第三者算定機関として、KPMGに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025年12月10日に、株式価値算定書(KPMG)を取得したとのことです。なお、KPMGは、公開買付者ら及び対象者グループのいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置を踏まえると、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、KPMGから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。加えて、本取引に係るKPMGに対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会において、KPMGの独立性及び専門性に問題がないことが確認されているとのことです。

() 算定の概要

KPMGは、複数の算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を採用して、対象者株式の1株当たりの株式価値の算定を行ったとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法：1,151円から1,250円

DCF法：1,436円から1,951円

市場株価平均法では、本公開買付けに関する対象者取締役会決議の前営業日に当たる2025年12月10日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値1,250円、算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,188円、算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,151円及び算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,197円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,151円から1,250円と算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した2026年7月期から2030年7月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。)に基づく収益予測及び投資計画、直近までの業績動向、並びに一般に公開された情報等の諸要素を考慮した、対象者が2026年7月期第2四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,436円から1,951円と算定しているとのことです。なお、割引率は加重平均資本コストとし、対象者の企業規模等を勘案したサイズリスク・プレミアムを加味した上で、7.9%~8.9%を使用しているとのことです。また、継続企業の算定にあたっては永久成長率法を採用し、外部環境等を総合的に勘案した上で成長率を0.5%~1.5%として、継続価値を121,152百万円~158,251百万円と算定しているとのことです。

なお、本事業計画は、本取引の取引条件の妥当性を検討することを目的として公開買付者らとの間で重要な利害関係を有しない対象者役員及び従業員（具体的には、対象者取締役6名のうち、本特別委員会を構成する対象者取締役3名を除く計3名（社外取締役 宮内義彦氏、社外取締役 村上由美子氏、社外取締役 監査等委員 黒澤久美子氏）及び従業員計7名）で組成されたチームが作成しており、その後、本特別委員会における検討を経て承認されているとのことです。本事業計画は、調達プラットフォーム事業及びマーケティングプラットフォーム事業等の事業において、直近までの業績等を勘案の上で、合理的に予測可能な期間として2026年7月期から2030年7月期までの5期間を予測期間としているとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映していないとのことです。

KPMGがDCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。なお、当該財務予測においては、大幅な増益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2029年7月期及び2030年7月期においては、継続的な営業施策等により、調達プラットフォーム事業及びマーケティングプラットフォーム事業といった既存事業のオーガニック成長を中心に継続的かつ堅調な売上高の増加が見込まれる一方で、主にマーケティング費用や広告宣伝費等の戦略的コスト以外の管理コストが効果的に抑制されることで、営業利益の大幅な増益を見込んでいるとのことです。また、2028年7月期から2030年7月期において、フリー・キャッシュ・フローにマイナスの影響を与える設備投資やM&A投資に係る支出等は、営業利益の大幅な増益率未満での推移が見込まれることから、営業利益の大幅な増益を主な要因とするフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。

なお、本事業計画は、本取引の取引条件の公正性を検討することを目的として、対象者の足元の事業状況や事業環境等に関して、物価高・賃金上昇等の経済環境の変化が与える影響を踏まえて作成したものであり、公開買付者らはその作成過程に一切関与していないとのことです。

（単位：百万円）

項目	2026年7月期 (9ヶ月)	2027年7月期	2028年7月期	2029年7月期	2030年7月期
売上高	60,884	95,961	113,593	132,135	152,151
営業利益	3,220	5,931	7,423	9,703	12,689
E B I T D A	5,346	9,208	11,302	14,223	17,740
フリー・ キャッシュ・ フロー	1,182	367	1,475	3,006	4,509

（注） KPMGは、対象者株式の価値算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者及びその関係会社等の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、永見氏及び松本氏を除く対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者ら及び対象者グループのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、T M I 総合法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。

なお、T M I 総合法律事務所は、公開買付者ら及び対象者グループのいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、T M I 総合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会は、T M I 総合法律事務所の専門性・独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

() 特別委員会の設置の経緯

対象者は、本公開買付けがいわゆるM B Oの一環として行われるものであり、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025年8月1日に、対象者の社外取締役である小林賢治氏（対象者社外取締役）、琴坂将広氏（対象者社外取締役（監査等委員））及び宇都宮純子氏（対象者社外取締役（監査等委員））の3名によって構成される、公開買付者ら及び対象者グループのいずれからも独立した本特別委員会を設置したとのことです。本特別委員会の委員として選定した3名は、複数の企業で取締役及び監査役の経験があり、対象者取締役会においても独立した立場から厳格に判断や提言をされてきた実績等に鑑み、選任したとのことです。また、本特別委員会の委員の互選により、小林賢治氏が本特別委員会の委員長に就任したとのことです。なお、本特別委員会の委員の報酬については、固定額となっており、成功報酬は採用していないとのことです。加えて、対象者は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

対象者取締役会は、本特別委員会設置の決定に際し、本特別委員会に対し、()本取引の是非（本取引が対象者企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、()本取引の取引条件の公正性（本取引の実施方法や対価の種類等が公正なものとなっているかを含む。）に関する事項、()本取引の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかどうかの検討を含む。）に関する事項、()上記()乃至()及びその他の事項を踏まえ、本取引が一般株主にとって公正なものであるか否か（以下「本諮問事項」と総称します。）について諮問したとのことです。また、対象者取締役会は、本取引に関する決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の条件等について妥当でないと判断した場合には、本取引を実行する旨の意思決定（本公開買付けに対する対象者の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含みます。）を行わないことを併せて決議しているとのことです。

加えて、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、()対象者の費用負担の下、本取引に係る対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求め、その他の調査を行うことができる権限、()対象者に対し、(a)本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を公開買付者らに伝達すること、及び(b)本特別委員会自ら公開買付者ら(そのアドバイザーを含みます。)と協議・交渉する機会の設定を求めることができ、また、本特別委員会が当該機会の設定を求めない場合であっても、対象者は、公開買付者と協議・交渉を行った場合にはその内容を速やかに本特別委員会に報告し、本特別委員会は、当該内容を踏まえ、公開買付者らとの協議・交渉の方針について、対象者に対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができる権限、()必要と認めるときは、対象者の費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができ、また、本取引に係る対象者のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができるほか、必要と認めるときはアドバイザーの変更を求めることができる権限を付与したとのことです。

() 特別委員会における検討の経緯

本特別委員会は、2025年8月1日より2025年12月10日までの間に合計13回開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われたとのことです。具体的には、本特別委員会は、まず、2025年8月1日、対象者のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所、対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、対象者のリーガル・アドバイザー、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、また本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。

加えて、本特別委員会は、本特別委員会独自の第三者算定機関として、本特別委員会からの要望を受けて対象者取締役会が選任したプルートス・コンサルティングを、公開買付者ら及び対象者グループから独立した本特別委員会独自の第三者算定機関として選任したとのことです。

そして、本特別委員会は、()公開買付者らに対する、本取引の目的・背景、本取引の条件及び本取引後の対象者の経営方針等に関する事項のヒアリング、()対象者に対する、KPMG及びプルートス・コンサルティングによる対象者株式の株式価値算定の前提とした事業計画の内容及び策定方法、並びに公開買付者らの提案内容及び本取引後の対象者の経営方針等に関する事項のヒアリング、並びに()KPMG及びプルートス・コンサルティングに対する、対象者株式の株式価値算定に関する事項のヒアリング等を行っているとのことです。

本特別委員会は、以上の経緯で本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年12月10日、対象者取締役会に対し、大要以下を内容とする本答申書を提出したとのことです。

(ア) 答申内容

- A) 本取引は対象者の企業価値向上に資すると認められる(本取引は「是」である。)。
- B) 本取引の取引条件は公正である。
- C) 本取引に係る手続は公正である。
- D) 上記A)乃至C)を踏まえ、本取引は、対象者の一般株主にとって公正である。

(イ) 答申理由

A) 本取引の是非(本取引が対象者企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項について

(a) 本取引の目的等

特別委員会は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」、「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び「本公開買付け後の経営方針」に記載の本取引の目的、本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的な内容、及び本公開買付け及び本取引の実施後に予定される企業価値向上施策の内容等について、公開買付者及び対象者に対してヒアリング等を行った。

(b) 検討

本特別委員会は、上記の対象者を巡る経営環境その他の事項を踏まえた本取引の目的の具体的な内容の当否・合理性、本取引が対象者の従業員や取引先等に与える影響、及びこれらを踏まえた対象者の企業価値向上の可能性等について、詳細な検討を実施した。具体的には、現在の対象者が置かれた経営環境の中、公開買付者らがいかなる企業価値向上の施策案を構想し、それがどの程度具体的に実践的か、それを実行に移すために本取引を実施する必要性はあるのか、本取引の実施が対象者の事業上どのようなメリットをもたらす、他方でデメリットの有無、程度はどのように想定されるか等を含めて、総合的に検証を行った。

その結果、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」、「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び「本公開買付け後の経営方針」に記載の対象者及び公開買付者らが想定している本公開買付けを含む本取引の意義及び目的には、不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められることから、本取引は対象者の企業価値向上を目的として行われるものといえ、公開買付者らが想定している各施策を実現する必要があり、その実現を通じて企業価値の向上を図ることができるとの対象者の判断に不合理な点は認められないと判断するに至った。

他方で、一般的には、対象者株式の非公開化を行った際には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として対象者が享受してきた社会的な信用力、知名度の向上を通じた人材確保や取引先をはじめとするステークホルダーに影響を及ぼす可能性も考えられる。しかしながら、対象者の現在の財務状況に鑑みると当面の間エクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれないこと、対象者の社会的な信用力及び知名度は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きいこと等を踏まえると、上場を維持する必要性及び非公開化によるデメリットは限定的であると考えられる。

(b) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引は対象者の企業価値向上に資すると認められ、本取引は「是」であると判断するに至った。

B) 本取引の取引条件の公正性（本取引の実施方法や対価の種類等が公正なものとなっているかを含む。）に関する事項について

(a) KPMGによる株式価値算定書

対象者が、公開買付者ら及び対象者グループから独立した第三者算定機関であるKPMGから取得した株式価値算定書（KPMG）によれば、対象者株式の1株当たり株式価値は、市場株価平均法によると1,151円から1,250円、DCF法によると1,436円から1,951円とされているところ、本公開買付けにおける本公開買付価格である1,710円は、市場株価平均法による算定結果の上限値を上回るとともに、DCF法による算定結果の中央値を上回る金額である。

そして、本特別委員会は、株式価値算定に用いられた算定方法等について、KPMG及び対象者から、評価手法の選択、DCF法による算定の基礎となる本事業計画の作成方法・作成過程及び内容、割引率の算定根拠等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った。

なお、本事業計画においては、大幅な増益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれている。具体的には、2029年7月期及び2030年7月期においては、継続的な営業施策等により、調達プラットフォーム事業及びマーケティングプラットフォーム事業といった既存事業のオーガニック成長を中心に継続的かつ堅調な売上高の増加が見込まれる一方で、主にマーケティング費用や広告宣伝費等の戦略的コスト以外の管理コストが効果的に抑制されることで、営業利益の大幅な増益を見込んでいる。また、2028年7月期から2030年7月期において、フリー・キャッシュ・フローにマイナスの影響を与える設備投資やM&A投資に係る支出等は、営業利益の大幅な増益額未満での推移が見込まれることから、営業利益の大幅な増益を主な要因とするフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいる。

また、割引率については、対象者の規模を考慮したサイズリスク・プレミアムを含めた算出が行われている。

以上を踏まえ検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

(b) プルータス・コンサルティングによる株式価値算定書

本特別委員会が、公開買付者ら及び対象者グループから独立した本特別委員会独自の第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングから取得した株式価値算定書（プルータス）によれば、対象者株式の1株当たりの株式価値は、市場株価法によると1,151円から1,250円、類似会社比較法によると636円から946円、DCF法によると1,155円から1,847円とされているところ、本公開買付価格である1,710円は、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の上限値を上回るとともに、DCF法による算定結果の中央値を上回る金額である。

そして、本特別委員会は、株式価値算定に用いられた算定方法等について、プルータス・コンサルティング及び対象者から、評価手法の選択、DCF法による算定の基礎となる本事業計画の作成方法・作成過程及び内容、割引率の算定根拠等（サイズリスク・プレミアムを含めていないことの確認を含む。）について説明を受けるとともに、質疑応答を行った。

なお、本事業計画においては、大幅な増益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれている。具体的には、2029年7月期及び2030年7月期においては、継続的な営業施策等により、調達プラットフォーム事業及びマーケティングプラットフォーム事業といった既存事業のオーガニック成長を中心に継続的かつ堅調な売上高の増加が見込まれる一方で、主にマーケティング費用や広告宣伝費等の戦略的コスト以外の管理コストが効果的に抑制されることで、営業利益の大幅な増益を見込んでいる。また、2028年7月期から2030年7月期において、フリー・キャッシュ・フローにマイナスの影響を与える設備投資やM&A投資に係る支出等は、営業利益の大幅な増益額未満での推移が見込まれることから、営業利益の大幅な増益を主な要因とするフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいる。

以上を踏まえ検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

(c) 過去の市場株価・同種案件に対するプレミアム水準の妥当性

本公開買付価格（1,710円）は、本公開買付けの公表日の前営業日（2025年12月10日）の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,250円に対して36.80%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,188円に対して43.94%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,151円に対して48.57%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,197円に対して42.86%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であり、本公開買付価格には近時の同様の事案と比較して遜色ないプレミアムが付されていると考えられる。

(d) 交渉過程の手続の公正性

下記C「本取引の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかどうかの検討を含む。）に関する事項について」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、また、本公開買付価格は、公開買付価格に対象者の本源的価値が適切に反映されることを目指して、強く交渉すべきである旨の本特別委員会からの要請に基づき対象者が粘り強く交渉した結果として決定されたものであると認められる。

また、実際に、交渉の結果として、対象者株式1株当たり1,400円とする公開買付者らの当初の提案より、合計で310円の価格引上げを引き出している。

(e) 本公開買付け後の手続において交付される対価

本公開買付けに応募しなかった一般株主は、本公開買付けの後に実施される予定の本スクイズアウト手続において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められる。

また、本スクイズアウト手続としては株式等売渡請求又は株式併合が予定されているところ、法令上、本公開買付けに応募しなかった株主に対して株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されている。

以上のとおり、本公開買付けを含む本取引においては、いわゆる強圧性の問題に対応すべく、本公開買付けに応募しなかった一般株主の利益に配慮がなされているといえ、当該スクイズアウト手続に係る条件には、合理性があると考えられる。

(f) 本取引の対価の種類等の妥当性

本取引の対価は、本公開買付け及びその後に実施される予定の本スクイズアウト手続を通じて、現金であることが予定されているところ、公開買付者が非上場会社であることを踏まえると、本取引において、流動性が乏しい公開買付者の株式を対価とするのではなく、金銭を対価とすることは妥当であるといえる。

(g) 本新株予約権に係る取引条件の妥当性について

本新株予約権は、いずれも対象者の取締役又は従業員に対してストックオプションとして発行されたもので、権利行使の条件として対象者又は対象者関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問のいずれかの地位にあることを要するとされており、公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれらを行行使することができないと解されることから、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権買付価格をいずれも1円と決定している。

上記のとおり、本新株予約権は、公開買付者の立場からすれば、本新株予約権を取得したとしてもこれらを行行使することができないものと解される上、本新株予約権（第18回、第21回新株予約権及び第16回、第17回、第19回、第20回、第22回、第23回新株予約権のうち行使条件を充足していないものを除く。）は、公開買付期間に行行使可能であり、かつ、本新株予約権の行使時の対象者株式1株当たりの払込金額はいずれも本公開買付価格を下回っているため、本新株予約権者としては、本新株予約権を行行使して対象者株式に転換した上で本公開買付けに応募することができることから、本新株予約権買付価格が1円とされていることが不合理であるとはいえない。

他方で、本新株予約権のうち、第18回、第21回新株予約権は、公開買付期間中に行使可能期間が到来していない。また、第16回、第17回、第19回、第20回、第22回、第23回新株予約権のうち行使条件を充足していないものについては、公開買付期間中に行使ができないものの、公開買付者によれば、報酬体系の不利益変更とならないよう、本取引後、対象者と相談の上、適切に対応する予定であるとのことであり、公開買付者の当該対応が不合理であるとはいえない。

(h) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の取引条件は公正であると判断するに至った。

C) 本取引の手續の公正性（取引条件の公正さを担保するための手續が十分に講じられているかどうかの検討を含む。）に関する事項について

(a) 特別委員会の設置

対象者は、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025年8月1日に、対象者の独立社外取締役である小林賢治氏（対象者社外取締役）、琴坂将広氏（対象者社外取締役（監査等委員））及び宇都宮純子氏（対象者社外取締役（監査等委員））の3名から構成される本特別委員会を設置している。また、対象者は、本取引に関する決定を行うに際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の条件等について妥当でないと判断した場合には、本取引を実行する旨の意思決定を行わないこととしている。なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更されていない。また、本特別委員会の各委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していない。

(b) 対象者による検討方法

対象者が本取引について検討するにあたっては、公開買付者ら及び対象者グループから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMG及びリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の公正性及び本取引の一連の手續の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。

なお、本特別委員会は、KPMG及びTMI総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、対象者のフィナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認している。

また、KPMG及びTMI総合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。

(c) 対象者による協議・交渉

本特別委員会は、対象者に対して、公開買付者らと交渉を行うにあたり、本公開買付価格に対象者の本源的価値が適切に反映されることを目指して、強く交渉することを要請した。その上で、対象者は、本特別委員会から事前に助言を受けた当該交渉方針に従い、本公開買付価格について、対象者の本源的価値を十分に考慮しつつ、一般株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を公開買付者らとの間で複数回にわたって行っている。すなわち、対象者はKPMG及びTMI総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、本特別委員会での質疑応答及び意見交換の内容を尊重した上で、公開買付者らとの間で複数回にわたり価格交渉を実施した。具体的には、公開買付者らとの間で以下のとおり価格交渉がなされた。

第1回目交渉

- ・提案日：2025年10月31日
- ・提案価格：本公開買付価格1,400円、本新株予約権買付価格1円
- ・回答内容：対象者株主の利益に十分配慮した水準には到底達しておらず、対象者として応募推奨意見を出せる水準には到底達していないため、対象者は、2025年11月5日付で、本公開買付価格の抜本的な再検討を要請

第2回目交渉

- ・提案日：2025年11月10日
- ・提案価格：本公開買付価格1,500円、本新株予約権買付価格1円
- ・回答内容：依然として対象者株主の利益に十分配慮した水準には到底到達していないため、対象者は、2025年11月12日付で、本公開買付価格の再検討を要請

第3回目交渉

- ・提案日：2025年11月17日
- ・提案価格：本公開買付価格1,570円、本新株予約権買付価格1円
- ・回答内容：対象者が策定した事業計画に基づく将来収益力及び持続的な企業価値向上を目的とした成長投資（M&A投資を含む。）の効果が十分に反映されておらず、また対象者の第三者算定機関であるKPMG及び本特別委員会の第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングによる対象者株式価値の算定結果を踏まえても、本公開買付価格は依然として到底受け入れることが困難な水準であるため、対象者は、2025年11月19日付で、本公開買付価格の真摯な再検討を要請

第4回目交渉

- ・提案日：2025年11月21日
- ・提案価格：本公開買付価格1,640円、本新株予約権買付価格1円
- ・回答内容：依然として対象者の将来収益力や持続的な企業価値向上を目的とした成長投資（M&A投資を含む。）の効果が十分に反映されていないため、対象者は、2025年11月26日付で、本公開買付価格の真摯な再検討を強く要請

第5回目交渉

- ・提案日：2025年12月1日
- ・提案価格：本公開買付価格1,675円、本新株予約権買付価格1円
- ・回答内容：依然として対象者の将来収益力や持続的な企業価値向上を目的とした成長投資（M&A投資を含む。）の効果が十分に反映されていないため、対象者は、2025年12月3日付で、本公開買付価格の真摯な再検討を強く要請

第6回目交渉

- ・提案日：2025年12月5日
- ・提案価格：本公開買付価格1,700円、本新株予約権買付価格1円
- ・回答内容：依然として対象者の将来収益力や持続的な企業価値向上を目的とした成長投資（M&A投資を含む。）の効果が十分に反映されていないため、対象者は、2025年12月8日付で、対象者の本源的価値を最大限評価し、本公開買付価格のさらなる引き上げを要請

最終交渉

- ・ 提案日 : 2025年12月9日
- ・ 提案価格: 本公開買付価格1,710円、本新株予約権買付価格1円
- ・ 回答内容: 対象者としての正式な意思決定は、最終的な本特別委員会からの答申も踏まえ、2025年12月11日開催予定の取締役会で決定する予定であることを前提として応諾

なお、対象者が協議・交渉を行うにあたっては、価格の公正性についての考え方や公開買付者らに対する回答の仕方についても、同様に、本特別委員会での質疑応答及び意見交換の内容を尊重している。

そして、その交渉の結果として、1株当たり1,710円という本公開買付価格の決定に至るまでには、対象者株式1株当たり1,400円とする公開買付者らの当初の提案より、合計で310円の価格引上げを引き出している。

(d) 対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得

対象者は、本取引に関し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するための措置の一環として、公開買付者ら及び対象者グループから独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、同事務所から、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けている。

なお、TMI総合法律事務所は、公開買付者ら及び対象者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。

(e) 本特別委員会による、本特別委員会独自の第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本特別委員会は、公開買付者ら及び対象者グループから独立した独自の第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに対して、対象者株式の価値算定を依頼し、2025年12月10日付で、株式価値算定書（ブルータス）を取得した。

なお、ブルータス・コンサルティングは、公開買付者ら及び対象者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していない。また、本取引に関するブルータス・コンサルティングに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。

(f) マジヨリティ・オブ・マイノリティ条件

本公開買付けにおける買付予定数の下限は、本公開買付け成立後の公開買付者が所有する対象者の議決権が対象者の総議決権数の66.60%以上となるように39,699,100株に設定している。本公開買付けが成立するためには、公開買付者との間で応募契約を締結する予定である永見氏及び松本氏が保有する対象者株式数（10,325,650株、所有割合：17.32%）の他に、公開買付者らと利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式29,373,450株（所有割合：49.51%）以上の応募が必要であり、これは本基準株式総数（59,604,054株）から永見氏の所有株式数2,068,100株（所有割合：3.47%）及び松本氏の所有株式数8,257,550株（所有割合：13.85%）を控除した株式数（49,278,404株）の過半数に相当する株式数（24,639,203株、所有割合：41.34%）に、永見氏の所有株式数2,068,100株（所有割合3.47%）及び松本氏の本譲渡制限付株式を除く所有株式数8,239,300株（所有割合：13.82%）を加算した株式数（34,946,603株）を上回っており、いわゆるマジヨリティ・オブ・マイノリティの条件を満たしている。

(g) 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、33営業日に設定している。公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図している。

このように、公開買付者及び対象者は、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保している。

なお、本取引においては、市場における潜在的な買収者の有無を調査する、いわゆる積極的なマーケット・チェック（本取引の公表前における入札手続等を含む。）が実施されていないものの、情報管理の観点等からその実施は容易ではない上、本公開買付けを含む本取引では充実した公正性担保措置が取られ、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると評価できることから、積極的なマーケット・チェックを行っていないことをもって、本公開買付けにおける手続の公正性を損なうものではないといえる。

(h) 適切な情報開示・強圧性の排除

本取引においては、本公開買付けが成立した場合に、その後実施される予定の本スクイズアウト手続について、公開買付者が提出する公開買付届出書、対象者が公表するプレスリリース等において、十分な開示がなされることが予定されている。

なお、本公開買付け後に本スクイズアウト手続を行う場合、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に交付される金銭の額が、株式等売渡請求の場合においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を交付することを定める予定である旨が、本株式会社併合の場合においては、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう株式併合により生じる端数の合計数の売却代金が算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められ、本公開買付けに応募することの強圧性が低減される適切な措置が採られているといえる。

(i) その他

対象者は、KPMG及びブルータス・コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していない。

しかしながら、本取引において他に講じられている公正性担保措置に鑑みれば、本取引に係る公正性が十分に担保されているといえ、フェアネス・オピニオンを取得していないことで手続の公正性を消極的に評価する必要はないと考えられる。

(j) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正であると判断するに至った。

D) 上記を踏まえ、本取引が一般株主にとって公正であるか否かについて

上記A)乃至C)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引が対象者の一般株主にとって公正でないと考えられる事情は特段見当たらない。

上記を踏まえ、本取引が対象者の一般株主に及ぼす影響を慎重に検討した結果、本取引は、対象者の一般株主にとって公正であると判断するに至った。

本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

() 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を確保するために、公開買付者ら及び対象者グループから独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに対して、対象者株式の価値算定を依頼し、2025年12月10日付で、株式価値算定書（ブルータス）を取得したとのことです。ブルータス・コンサルティングは、公開買付者ら及び対象者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、本特別委員会は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置を踏まえると、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、ブルータス・コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。なお、本取引に係るブルータス・コンサルティングの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

() 算定の概要

ブルータス・コンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者と比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を採用して、対象者株式の1株当たりの株式価値の算定を行ったとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 1,151円から1,250円
 類似会社比較法 : 636円から946円
 DCF法 : 1,155円から1,847円

市場株価法では、2025年12月10日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値1,250円、基準日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,188円、基準日までの直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,151円及び基準日までの直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,197円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,151円から1,250円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を営む類似上場会社として、アスクル株式会社、株式会社ラクーンホールディングス、株式会社Monotaro、株式会社ビューティガレージ及び株式会社ギフトを選定した上で、事業価値に対する営業利益（以下「EBIT」といいます。）及び償却前営業利益（以下「EBITDA」といいます。）の倍率を用いて対象者の株式価値を計算し、対象者の1株当たりの株式価値の範囲を636円から946円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の2026年7月期から2030年7月期までの5期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として対象者が2026年7月期第2四半期以降より将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクを考慮した適切な割引率で割引価値に割り引いて対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を1,155円から1,847円までと算定しているとのことです。なお、割引率は加重平均資本コストとし、7.0%から9.1%を採用しているとのことです。また、継続価値の算定にあたっては、マルチプル法を採用し、事業価値に対する業界各社の水準等を踏まえてEBIT倍率においては6.2倍～10.0倍、EBITDA倍率においては5.3倍～6.4倍として、継続価値を79,497百万円～127,986百万円と算定しているとのことです。

なお、本事業計画の作成主体等を含む、前提については上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「() 算定の概要」に記載のとおりです。

ブルータス・コンサルティングがDCF法による算定の前提とした対象者作成の本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。

なお、当該財務予測においては、大幅な増益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には2029年7月期及び2030年7月期においては、継続的な営業施策等により、調達プラットフォーム事業及びマーケティングプラットフォーム事業といった既存事業のオーガニック成長を中心に継続的かつ堅調な売上高の増加が見込まれる一方で、主にマーケティング費用や広告宣伝費等の戦略的コスト以外の管理コストが効果的に抑制されることで、営業利益の大幅な増益を見込んでいるとのことです。また、2028年7月期から2030年7月期において、フリー・キャッシュ・フローにマイナスの影響を与える設備投資やM&A投資に係る支出等は、営業利益の大幅な増益率未満での推移が見込まれることから、営業利益の大幅な増益を主な要因とするフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。

なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減効果を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです。

(単位：百万円)

項目	2026年7月期 (9ヶ月)	2027年7月期	2028年7月期	2029年7月期	2030年7月期
売上高	60,884	95,961	113,593	132,135	152,151
営業利益	3,220	5,931	7,423	9,703	12,689
E B I T D A	5,346	9,208	11,302	14,223	17,740
フリー・ キャッシュ・ フロー	307	1,377	3,134	4,665	6,233

(注) ブルータス・コンサルティングは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者の資産及び負債(簿外資産)また、対象者の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて対象者の財務予測に関する情報については、公開買付者らを除く対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。ただし、ブルータスは、算定の基礎とした本事業計画について、複数回、対象者と質疑応答を行い、公開買付者らを除く対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと及び対象者の現状を把握した上で、それらに不合理な点がないかという観点から、対象者の事業計画の分析及び検討をしているとのことです。また、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認

対象者取締役会は、T M I 総合法律事務所から受けた法的助言、K P M G から取得した株式価値算定書(K P M G)及びブルータス・コンサルティングから取得した株式価値算定書(ブルータス)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関して、対象者の企業価値向上、本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格は公正性を有し、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2025年12月11日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役合計8名のうち、永見氏及び松本氏を除く6名）の全員一致により、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること、また、本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

なお、上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役8名のうち、永見氏及び松本氏は、本取引の提案者であり、かつ、本取引終了後も継続して対象者の取締役として対象者の経営に関与することを予定していることから、利益相反の疑いを回避するため、本取引に関する上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において、本取引に関して、公開買付者らとの協議及び交渉に一切参加していないとのことです。

対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者らから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者の取締役のうち、永見氏及び松本氏は、本取引の提案者であり、かつ、本取引終了後も継続して対象者の取締役として対象者の経営に関与することを予定していることから、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、本取引に関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。当該検討体制は、全て公開買付者らから独立性の認められる役職員（うち、対象者取締役6名（社外取締役 宮内義彦氏、社外取締役 小林賢治氏、社外取締役 村上由美子氏、社外取締役 監査等委員 琴坂将広氏、社外取締役 監査等委員 宇都宮純子氏、社外取締役 監査等委員 黒澤久美子氏））のみで構成することとし、本書提出日現在に至るまで係る取扱いを継続しているとのことです。また、対象者の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）はT M I 総合法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を39,699,100株（所有割合：66.60%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（39,699,100株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、買付予定数の下限である39,699,100株（所有割合：66.60%）は、本基準株式総数（59,604,054株）から永見氏が所有する対象者株式1,011,100株（所有割合：1.70%）、同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権（900個）の行使により同氏が所有する対象者株式180,000株（所有割合：0.30%）の全て、松本氏が所有する本譲渡制限付株式を除く対象者株式7,299,300株（所有割合：12.25%）の全て並びに同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権（4,700個）の行使により同氏が所有する対象者株式940,000株（所有割合：1.58%）の全て並びに松本氏が所有する本譲渡制限付株式18,250株（所有割合：0.03%）を控除した株式数（50,155,404株）を2で除した株式数（25,077,702株、所有割合：42.07%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する数です。）を上回るものとなります。これにより、対象者の少数株主の皆様を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

	<p>本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保</p> <p>公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い33営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。</p> <p>なお、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「()特別委員会における検討の経緯」の「(イ)答申理由」に記載のとおり、本特別委員会は、市場における潜在的な買収者の有無を調査する、いわゆる積極的なマーケット・チェック（本取引の公表前における入札手続等を含みます。）については、情報管理の観点等からその実施は容易ではない上、本公開買付けを含む本取引では充実した公正性担保措置が取られ、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると評価できることから、積極的なマーケット・チェックを行っていないことをもって、本公開買付けにおける手続の公正性を損なうものではない旨の判断をしているとのことです。</p> <p>なお、公開買付者としては、本公開買付けにおいては、その公正性を担保するための上記乃至の措置を通じて、対象者株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	61,062,650 (株)	39,699,100 (株)	(株)
合計	61,062,650 (株)	39,699,100 (株)	(株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(39,699,100株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(39,699,100株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。
- (注5) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株式の最大数である61,062,650株を記載しております。なお、当該最大数は、()対象者第1四半期決算短信に記載された2025年10月31日現在の対象者の発行済株式総数(59,324,511株)から、()対象者第1四半期決算短信に記載された2025年10月31日現在の対象者が所有する自己株式数(1,385,168株)を控除した株式数(57,939,343株)に、()対象者が2025年12月5日に公表した「事後交付型譲渡制限付株式報酬としての新株式発行の割当完了に関するお知らせ」に記載の新たに発行された対象者株式(67,700株)、()対象者が2025年12月5日に公表した「譲渡制限付株式報酬としての新株式発行の割当完了に関するお知らせ」に記載の新たに発行された対象者株式(9,400株)、()対象者より報告を受けた2025年11月1日以降本書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行された対象者株式(33,318株)及び()対象者より報告を受けた本書提出日現在残存する本新株予約権の目的となる対象者株式数(3,012,889株)を加算した株式数になります。なお、対象者より報告を受けた本書提出日現在残存する本新株予約権の目的となる対象者株式数には、公開買付期間中に行使期間が到来しないことから行使される可能性のない第16回新株予約権6,665個の目的である対象者株式(6,665株)、第17回新株予約権23,058個の目的である対象者株式(23,058株)、第18回新株予約権8,770個の目的である対象者株式(877,000株)、第19回新株予約権33,046個の目的である対象者株式(33,046株)、第20回新株予約権48,553個の目的である対象者株式(48,553株)、第21回新株予約権2,700個の目的である対象者株式(270,000株)、第22回新株予約権71,184個の目的である対象者株式(71,184株)、及び第23回新株予約権129,090個の目的である対象者株式(129,090株)が含まれております。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	610,626
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	30,128
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月12日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月12日現在)(個)(g)	103,256
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	19,970
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年7月31日現在)(個)(j)	579,058
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(61,062,650株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、対象者から報告を受けた2025年12月12日現在残存する本新株予約権413,132個の目的となる対象者株式(3,012,889株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月12日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等についても本公開買付けの対象としていることから、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月12日現在)(個)(g)」については分子に加算しておりません。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年7月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年10月22日に提出した第16期有価証券報告書に記載された2025年7月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、()対象者第1四半期決算短信に記載された2025年10月31日現在の対象者の発行済株式総数(59,324,511株)から、()対象者第1四半期決算短信に記載された2025年10月31日現在の対象者が所有する自己株式数(1,385,168株)を控除した株式数(57,939,343株)に、()対象者が2025年12月5日に公表した「事後交付型譲渡制限付株式報酬としての新株式発行の割当完了に関するお知らせ」に記載の新たに発行された対象者株式(67,700株)、()対象者が2025年12月5日に公表した「譲渡制限付株式報酬としての新株式発行の割当完了に関するお知らせ」に記載の新たに発行された対象者株式(9,400株)、()対象者より報告を受けた2025年11月1日以降本書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行された対象者株式(33,318株)、及び()対象者より報告を受けた本書提出日現在残存する本新株予約権の目的となる対象者株式数(3,012,889株)を加算した株式数に係る議決権の数(610,626個)を分母として計算しております。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、事前届出が受理された日から原則として30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得を行うことができません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず（同法第49条）、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされており（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされています（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年11月20日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されています。

公開買付者は、2025年12月4日付で排除措置命令を行わない旨の通知を公正取引委員会より受領したため、同日をもって措置期間が終了しております。また、同日付で取得禁止期間を30日間から7日間に短縮する旨の「禁止期間の短縮の通知書」を公正取引委員会より受領したため、同日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年11月5日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項及び第28条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されています。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、2025年11月27日より本株式取得が可能となっております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

	法域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
	日本	公正取引委員会	2025年12月4日 (排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる) 2025年12月4日 (取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)	公経企第1389号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号) 公経企第1390号(禁止期間の短縮の通知書)
	日本	財務大臣及び事業所管大臣	2025年11月26日	JD第1251号

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。（注1）

オンラインサービス（公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス）による応募に関しては、オンラインサービス（<https://hometrader.nomura.co.jp/>）にて公開買付期間末日の15時30分までに手続きを行ってください。なお、オンラインサービスによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）におけるオンラインサービスのご利用申込みが必要です。（注2）

株式の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。

本新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、新株予約権の応募にあたっては、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権譲渡承認通知書」を「公開買付応募申込書」とともにご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類をご提出ください。なお、オンラインサービスにおいては、新株予約権の応募の受付は行いません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。オンラインサービスにおいては、外国の居住者は応募できません。

日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要となるほか、ご印鑑が必要な場合があります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

マイナンバー（個人番号）提供時の必要書類

マイナンバー（個人番号）の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1]マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、[2]本人確認書類が必要です。

申込書に記載された氏名・住所・生年月日の全てが確認できるものをご準備ください。

野村證券株式会社の受付日時時点で、有効期限の定めのあるものは有効期限内のもの、有効期限の定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものに限ります（「通知カード」は、発行日から6ヶ月以降も有効です。）。

野村證券株式会社の店舗でお手続きをされる場合は、原本をご提示ください（窓口にて写しをとらせていただく場合があります。）。

コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー（個人番号）の提供に必要な書類を兼ねることができます（同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。）。

以下の内容は変更の可能性もあるため、お手続きの時点でのマイナンバー（個人番号）を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

[1] マイナンバー（個人番号）を確認するための書類

マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

[2] 本人確認書類

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	必要な本人確認書類
マイナンバーカード （個人番号カード）	マイナンバーカード（個人番号カード） オンライン専用支店に口座を開設する場合、[A] 又は [B] よりいずれか1点
通知カード 現在の氏名・住所が記載されていない「通知カード」はご利用いただけません。	[A] のいずれか1点、又は [B] のうち 2点 オンライン専用支店に口座を開設する場合、[A] 又は [B] よりいずれか2点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し	[A] 又は [B] のうち、「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書	

[A] 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
旅券（パスポート）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
2020年2月4日以降に発給申請した「旅券（パスポート）」は「所持人記入欄」がないため、1点のみではご利用いただけません。その他の本人確認書類とあわせてご提出ください。

[B] 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
資格確認書（各種）、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、福祉手帳（各種）

・法人の場合

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要となる場合があります。

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となる場合があります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

- ・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

（注2） オンラインサービスのご利用には、お申込みが必要です。オンラインサービスをお申込み後、パスワードがご登録住所に到着するまで約1週間かかりますのでお早めにお手続きください。公開買付期間末日近くである場合は、お取引店からの応募申込みの方がお手続きに時間を要しません。

- ・個人の場合：オンラインサービスのログイン画面より新規申込を受付しております。若しくは、お取引店又はオンラインサービスサポートダイヤルまでご連絡ください。
- ・法人の場合：お取引店までご連絡ください。なお、法人の場合は代理人等のご登録がない法人に限りオンラインサービスによる応募が可能です。

（注3） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス（<https://hometrade.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の交付若しくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続きを行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求したうえで、公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
（その他の野村證券株式会社全国各支店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続き終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	101,923,255,406
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(円)(b)	220,000,000
その他(円)(c)	15,000,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	102,158,255,406

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(61,062,650株)から、公開買付期間中に行使期間が到来しないことから行使される可能性のない第16回新株予約権6,665個、第17回新株予約権23,058個、第18回新株予約権8,770個、第19回新株予約権33,046個、第20回新株予約権48,553個、第21回新株予約権2,700個、第22回新株予約権71,184個及び第23回新株予約権129,090個の目的となる対象者株式の数(1,458,596株)を控除した株式数に本公開買付価格(1,710円)を乗じた金額(101,922,932,340円)に、第16回新株予約権6,665個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(6,665円)、第17回新株予約権23,058個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(23,058円)、第18回新株予約権8,770個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(8,770円)、第19回新株予約権33,046個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(33,046円)、第20回新株予約権48,553個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(48,553円)、第21回新株予約権2,700個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(2,700円)、第22回新株予約権71,184個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(71,184円)、第23回新株予約権129,090個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(129,090円)を加算した合計額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(円)(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
	計			

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区大手町一丁目5番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1) タームローンA 借入期間7年(分割弁済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間7年(期限一括弁済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等	(1) タームローンA 11,655,000 (2) タームローンB 27,195,000
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注2) (1) タームローンA 借入期間7年(分割弁済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間7年(期限一括弁済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等	(1) タームローンA 4,995,000 (2) タームローンB 11,655,000
計(b)				55,500,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から、38,850,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年12月10日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

(注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から、16,650,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年12月10日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
公開買付者親会社からの出資(注1、2)	58,800,000
計(d)	58,800,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、公開買付者の議決権の全てを所有している公開買付者親会社から、58,800,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年12月11日付で取得しています。公開買付者親会社は、公開買付者親会社の議決権の全てを所有している公開買付者祖父母会社から上記の出資のために使用する金額を調達する予定であり、公開買付者祖父母会社から58,800,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年12月11日付で取得しています。公開買付者祖父母会社は、公開買付者祖父母会社の議決権のそれぞれ11.22%、63.68%、25.10%(小数点以下第三位を四捨五入。)を所有し、ゴールドマン・サックスから出資又は融資を受けるGS SPC(乃木坂ホールディングス、Rパートナーズ及びWest Street Asia Equity Partnersからそれぞれ4,354,844,000円、24,707,824,000円、9,737,332,000円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得するとともに、株式会社みずほ銀行より、2025年12月10日付で、公開買付者祖父母会社に対して20,000,000,000円を限度として融資(以下「本メザニン貸付け」といいます。)を行う用意がある旨の融資証明書を取得しており、公開買付者祖父母会社は、本GS SPC出資及び本メザニン貸付けにより、上記出資のために使用する金額を調達する予定です。さらに、乃木坂ホールディングスは、GSGIから本GS SPC出資の乃木坂ホールディングス分のために使用する金額を調達する予定であり、GSGIから4,354,844,000円を限度として貸付を行う用意がある旨の融資証明書を取得しております。また、Rパートナーズは、West Street AEP I Offshore (Singapore) Pte. Ltd.(以下「Rパートナーズファンド」といいます。)から本GS SPC出資のRパートナーズ分のために使用する金額を調達する予定であり、Rパートナーズファンドから24,707,824,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。RパートナーズファンドはWest Street Asia Equity Partners I Offshore LP(以下「RパートナーズLP」といいます。)から上記出資のために使用する金額を調達する予定であり、RパートナーズLPから24,707,824,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。最後に、West Street Asia Equity Partnersは、West Street Asia Equity Partners I (C) Employee Offshore Fund, L.P. (Cayman)及びWest Street Asia Equity Partners I Employee Offshore Fund, L.P. (Cayman)(以下総称して「EE HoldCoファンド」といいます。)から本GS SPC出資のWest Street Asia Equity Partners分のために使用する金額を調達する予定であり、West Street Asia Equity Partners I (C) Employee Offshore Fund, L.P. (Cayman)から1,963,465,000円及びWest Street Asia Equity Partners I Employee Offshore Fund, L.P. (Cayman)から7,773,867,000円(合計9,737,332,000円)を限度として、それぞれ出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。各出資及び融資実行の内容として、本書の添付書類である出資証明書及び融資証明書に記載のとおりのもが定められています。

(注2) 公開買付者は、公開買付親会社、公開買付祖父母会社、GS SPC及びRパートナーズファンドを通じて、GSGI、RパートナーズLP及びEE HoldCoファンドから、それぞれ以下の報告を受けることにより、GSGI、RパートナーズLP及びEE HoldCoファンドの融資又は出資の確実性を確認しております。

GSGIは、同社の米国証券法に基づく2024年12月期の年次報告書によると、2024年12月31日において、連結ベースで、28,566,592,960千円(182,092百万ドルを、2025年12月10日現在の株式会社三菱UFJ銀行による対顧客電信直物売相場場の仲値である1米ドル当たり156.88円の割合で計算しております。)の現金又は現金同等物を保有する投資銀行、証券、投資運用等の業務を運営する会社です。

RパートナーズLPのリミテッド・パートナー(以下「RパートナーズファンドLP」といいます。)は、それぞれ一定額を上限額(以下「コミットメント金額(Rパートナーズファンド)」)としてRパートナーズLPに対し金銭出資を行うことを約束しております。RパートナーズLPがRパートナーズファンドに対する金銭出資を行うために、RパートナーズLPの投資期間内に、RパートナーズLPのジェネラル・パートナー(以下「RパートナーズファンドGP」といいます。)が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、各RパートナーズファンドLPは、それぞれのコミットメント金額(Rパートナーズファンド)の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額(Rパートナーズファンド)の範囲内で、RパートナーズLPに対し金銭出資を行うことが義務付けられています。さらに、一部のRパートナーズファンドLPが出資義務を履行しない場合であっても、他のRパートナーズファンドLPは、RパートナーズファンドGPの求めに応じて、一定の範囲において、当該履行がなされなかった分について自らのコミットメント金額(Rパートナーズファンド)の割合に応じた額を追加出資する義務を負っており、RパートナーズLPは、上記のRパートナーズファンドに対する金銭出資の金額に相当する資金を拠出することができます。

EE HoldCoファンドは、いずれもケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。EE HoldCoファンドのリミテッド・パートナー(以下総称して「EE HoldCoファンドLP」といいます。)は、個人投資家によって構成されております。EE HoldCoファンドLPは、それぞれ一定額を

上限額（以下「コミットメント金額（EE HoldCoファンド）」といいます。）として各EE HoldCoファンドに対し金銭出資を行うことを約束しております。EE HoldCoファンドLPが各EE HoldCoファンドに対する金銭出資を行うために、各EE HoldCoファンドの投資期間内に、各EE HoldCoファンドのジェネラル・パートナー（以下総称して「EE HoldCoファンドGP」といいます。）が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、各EE HoldCoファンドLPは、それぞれのコミットメント金額（ファンド）の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額（EE HoldCoファンド）の範囲内で、各EE HoldCoファンドに対し金銭出資を行うことが義務付けられています。さらに、一部のEE HoldCoファンドLPが出資義務を履行しない場合であっても、EE HoldCoファンドGPが、不足額を当該EE HoldCoファンドLPに貸し付けることが可能とされているため、各EE HoldCoファンドは、上記のWest Street Asia Equity Partnersに対する金銭出資の金額に相当する資金を拠出することができます。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

114,300,000千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

（3）【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

（1）【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

（2）【決済の開始日】

2026年2月12日（木曜日）

（3）【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（4）【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株式を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください）。新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類（上記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類）をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(39,699,100株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(39,699,100株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしヌ及びワないしツ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続き終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	概要
2025年10月	商号をR1株式会社とし、本店所在地を東京都港区虎ノ門二丁目6番1号虎ノ門ヒルズステーションタワー、資本金を1,000,000円とする株式会社として設立

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 有価証券の取得及び保有
2. 前号に付帯又は関連する一切の業務

(事業の内容)

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有すること等を主たる事業としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年12月12日現在

資本金の額	発行済株式の総数
1,000,000円	100,000,000株

(注) 公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日の2営業日までに、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、58,800,000千円を上限とした出資等を受ける予定であり、これにより、公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数が増加することが予定されております。

【大株主】

2025年12月12日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
R2株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号虎ノ門ヒルズステーションタワー	1	100.00
計	-	1	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年12月12日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)	
代表取締役		糸木 悠	1987年10月19日	2011年 4月	ゴールドマン・サックス証券株式会社入社	
				2018年11月	ライズネット株式会社 社外取締役	
				2019年10月	株式会社INFORICH 社外取締役	
				2020年 3月	株式会社ビットキー 社外取締役(現任)	
				2022年 4月	ラピュタロボティクス株式会社 社外取締役(現任)	
				2022年 5月	株式会社NIPPO 取締役(現任)	
				2023年 6月	GO株式会社 社外取締役就任(現任)	
				2024年 2月	ILS株式会社 社外取締役就任(現任)	
				2024年 9月	日本ハウズイング株式会社 社外取締役就任(現任)	
				2025年 6月	株式会社 LegalOn Technologies 社外取締役就任(現任)	
	2025年10月	公開買付者 代表取締役				
計						

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2025年10月24日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作られておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第 3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年12月12日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	83,286 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	19,970		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	103,256		
所有株券等の合計数	103,256		
(所有潜在株券等の合計数)	(19,970)		

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年12月12日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

(2025年12月12日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	83,286 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	19,970		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	103,256		
所有株券等の合計数	103,256		
(所有潜在株券等の合計数)	(19,970)		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(2025年12月12日現在)

氏名又は名称	永見 世央
住所又は所在地	東京都港区麻布台一丁目3番1号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	ラクスル株式会社 代表取締役社長グループCEO
連絡先	連絡者 ラクスル株式会社 上級執行役員 グループCAO 西田 真之介 連絡場所 東京都港区麻布台一丁目3番1号 電話番号 03-6629-4893
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主等を取得することを合意している者

(注) 永見氏は、本公開買付けにより対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、永見氏資産管理会社を通じて公開買付者祖父母会社に対して本再出資を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があるかと判断し、特別関係者として記載しております。

(2025年12月12日現在)

氏名又は名称	松本 恭攝
住所又は所在地	東京都港区麻布台一丁目3番1号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	ラクスル株式会社 取締役会長
連絡先	連絡者 ラクスル株式会社 上級執行役員 グループCAO 西田 真之介 連絡場所 東京都港区麻布台一丁目3番1号 電話番号 03-6629-4893
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主等を取得することを合意している者

(注) 松本氏は、本公開買付けにより対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、松本氏資産管理会社を通じて公開買付者祖父母会社に対して本再出資を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があるかと判断し、特別関係者として記載しております。

【所有株券等の数】

永見 世央

(2025年12月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10,111 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	10,570		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	20,681		
所有株券等の合計数	20,681		
(所有潜在株券等の合計数)	(10,570)		

松本 恭攝

(2025年12月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	73,175 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	9,400		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	82,575		
所有株券等の合計数	82,575		
(所有潜在株券等の合計数)	(9,400)		

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本公開買付けに際し、GS SPCは、2025年12月11日付で、永見氏及び松本氏との間で公開買付契約を締結し、永見氏が所有する対象者株式1,011,100株(所有割合:1.70%)、同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権(900個)を本公開買付けへの応募までに行使することにより同氏が取得する対象者株式180,000株(所有割合:0.30%)の全て、並びに松本氏が所有する本譲渡制限付株式を除く対象者株式7,299,300株(所有割合:12.25%)の全て並びに同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権(4,700個)を本公開買付けへの応募までに行使することにより同氏が取得する対象者株式940,000株(所有割合:1.58%)の全てについて本公開買付けに応募すること、永見氏が所有する第18回新株予約権(8,770個)(目的となる株式数:877,000株)を本書提出日以降速やかに放棄すること、本公開買付けの決済後に本スクイーズアウト手続の完了のために必要な手続を実施すること、及び本スクイーズアウト手続完了後、永見氏及び松本氏がそれぞれその資産管理会社をして、公開買付者祖父母会社に本再出資をすること等を合意しております。

また、GS SPC、永見氏及び松本氏は、2025年12月11日付で、対象者の運営並びに株式の取扱いに関する本株主間契約を締結しております。

なお、各契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6)本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年12月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨すること、また、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付契約

GS SPC、永見氏及び松本氏は、2025年12月11日付で、本取引の諸条件に関する本公開買付契約を締結しております。詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」をご参照ください。

本株主間契約

GS SPC、永見氏及び松本氏は、2025年12月11日付で、対象者の運営並びに株式の取扱いに関する本株主間契約を締結しております。詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本株主間契約」をご参照ください。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

第 5 【対象者の状況】

1 【最近 3 年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

(2) 【1 株当たりの状況】

決算年月			
1 株当たり当期純損益			
1 株当たり配当額			
1 株当たり純資産額			

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
	月別	2025年 6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高株価	1,256	1,293	1,368	1,399	1,205	1,290	1,331
最低株価	1,065	1,102	1,244	1,138	1,044	1,002	1,205

(注) 2025年12月については、同年12月11日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）									
所有株式数 （単元）									
所有株式数の割合 （%）									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期(自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日) 2024年10月25日関東財務局長に提出

事業年度 第16期(自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日) 2025年10月22日関東財務局長に提出

【半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ラクスル株式会社

(東京都港区麻布台一丁目3番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2026年7月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2025年12月11日付で2026年7月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)を公表しております。当該公表に基づく対象者第1四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、対象者第1四半期決算短信の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

(単位:百万円)

会計期間	2026年7月期第1四半期連結累計期間 (自 2025年8月1日 至 2025年10月31日)
売上高	17,235
営業利益	1,126
経常利益	1,057
親会社株主に帰属する四半期純利益	808

1株当たりの状況(連結)

(単位:円)

会計期間	2026年7月期第1四半期連結累計期間 (自 2025年8月1日 至 2025年10月31日)
1株当たり四半期純利益	13.95
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	13.88
1株当たり配当金	

(2) 「2026年7月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年12月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2025年9月12日に公表いたしました2026年7月期の配当予想を修正し、2026年7月31日を基準日とする剰余金の配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。